



始



河津博士講述

商業政策

全

大正十三年東大講義

河津博士講述

商業政策

全

大正十三年東大講義



大正  
14. 2. 2  
内交

14-695口

商業政策目次

第一章	商業政策ノ意義	一
第二章	外國貿易	一
第三章	自由貿易ト保護貿易	三八
第四章	関稅並ニ関稅附隨ノ諸制度	一〇一

商業政策 目次 終り



一 一 三八 一〇一

商業政策

河津博士述

第一章 商業政策ノ意義



商業政策ノ意義  
 商業政策ハ経済政策ノ一ナリ  
 国家ハ国家ノ目的ヲ達スルタメニ行フ施設方策ノ中ニテ国民ノ物質的  
 生活ノ関係スルモノヲ總括シテ経済政策ト称シ、経済政策中ニテ直接ニ  
 商業ニ関係スルモノヲ商業政策ト称ス  
 経済政策ノ存在ハ国民ノ経済状態カ国家ノ政策ニヨリテ変化スヘキニ  
 ノナリトスフコト及ビ国家ハ国民ノ経済生活ニ干渉スヘキニナリト  
 スフコトヲ前提トス、古ハ彼ノ中心ヲスルモノトシテ、近年ノ学者ハ故リ国民ノ経

経済生活ノミニ限ラス政治社会等ノ一切ノ現象ヲ導キテソノ原因ヲ自然ニ  
ボクシ之レヲ説明セントセリ 其ノ就ニ依ハハ之年ノ一切ノ現象ハ自然  
ソノモノニ非リテ予メ一決シ、我々人英ハ之レヲ改ムルコトヲ得スレ  
フナリ 此ノ説正シキモノトセハ経済政策ノ如クハ無用ナリト云ハサル  
可カラス 此ノ説ハ一時世ニ行ハレタレドモ今日之レヲ承認スルモノ  
シ、自然カ社会現象ト観察スル關係ノアルコトハ否定出来テントス  
ノ現象ハ自然ノミニヨリテ定マリ人爲的ニ之ヲ制カスヘカラスト云フ  
ルハ誤謬ト云ハサルヲ得ス 自然ノ力量カ何等ノ変化ヲ見サルニ  
ハラス以テ國ノ盛衰、国民ノ生活状態カ大ニ之ニ依リテアルハ正火  
ナレバ証明ス G. Cohen カ曾テ論シテ、古上英國合衆ノ空ヲ以テ  
英國ノ位置ト自然ノ富源ニ帰スルモノアリ、然レテ英國ヲシテ今日ノ  
窮乏シタル自然ノ富源ト云フモノハ數百年ノ昔ニ於テクマタマテツノ  
外國ノ爲メニ委被セタル、原因ヲシテ今日ノ窮乏タルヲ得タルハ  
夫ニテトトルニ至ルニ未ダ爾、経済政策カヨロシキヲ得タル結果ニ外ナ  
ラスト云ヘリ、又斯ノ程度カ内米カ故ニ國ハ國民ハ生活状態ハ云トシテ

自然ニヨリテ定マルモノナレドモ文明ノ進歩スルニ依リ人英ハ自然ヲ利  
用スルノ途ヲ知ルヲ得、之ヲ利用シテ得タルモノカ経済ヲ促進セシムルコ  
トヲ得ルカ故ニ然ラサル者ハ兼ヘサルヲ得ル也 果シテ然ラハ國民ノ  
生活状態ハ自然ノミニヨリテ定マルモノニアラス國民ノ努力ニ依リテ其  
化メンタルコトヲ得ルナリ、而シテ國民ノ熱心意思ノ亦表トスルハマ  
國策ノ経済政策ノ良否等カ國民ノ生活状態等ニ大ナル影響ヲ及ボスヘキ  
コトハ明自ナリト云ハサルヲ得ス  
経済政策カ國民ノ生活状態ヲ変化シ得ルコト、國民ノ生活ニ干渉スルノ  
可否ト云フコト、ハ別問題ナリ、古ノ學者ハ國民ノ政治ノ範圍ヲテハ、ク  
限定シ國民ノ力ニテハ政治ニ干渉スルモノ、ハ之ニ依リテ得ルコトヘカラスト云  
ヘリ、然レニ現今ノ政治本有ハ國家ノ政治ヲカテ限ラス、國民ノ幸福ヲ増  
進サスルニハ何等ノ施設ヲ策ヲ講スヘキモノナリト云、蓋シ國家カ國民  
ノ生活ニ干渉スヘキマ、否マハ國民ノ自治能力ノ多少ニ依リ、國民ニシテ自  
治能力ニ當リ自ラ權利ヲ行使シ得ルコトヲ得ルノミナラス、他人ノ權利  
利益ヲ奪取スルコトヲ得ルニ至レハ國民ハ内治ニ共同生活ヲ得ルヲ得ル

モノナレハ國威ハ將ニ國民ノ生活ニ干渉スル必要ナケレトモ、國民ニシテ  
ソノ能力ヲ欠クトモハ國威ハ漸弱ニ共同生活ヲ習マシム、國民生活ヲ齊進  
セシムルカタメニ國民ノ生活生活ニ干渉セサルヲ得サルナリ、此ノ事ハ極  
論上級ヒナケレトモ、實際ニ於テハ國威尙有者ト國民トハマ、之スレハ國民  
ノ自治能力ニ因ンテ見解ヲ異ニスルコトナリ、尙有者ハソノ干渉事度ヨリモ  
低ク見テ干渉セントスル傾向アルト同時ニ、國民ハ之ヲ事度ヨリモ高  
ク見テ、ナルヘク國威ノ干渉ヲ排斥セントスル傾向アリ、何レモ正当ナル  
見解ニアラス、國民ノ自治能力ニヨリテ正当ナル見解ヲ得ルコトハ、經濟  
政策等ヲ行フ上ニ必ズ、最モ重要ナル事ナリ、ソノ見解ニシテ誤リシ  
トスレハ、寧ろ高クニ失ンテ國民ノ生活ニ干渉セサルヲ以テ、低クニ失ン  
テ之レニ干渉スルニ比シテ誤リ少キカ如シ、何ントナレハ國民ノ自治能力  
ナルモノハ漸次衰退スルモノナレハ、假令今日ノ自治能力ニ因スル見解  
ニシテ誤リタリトスルトモ、数年ノ後ニハ誤リナル程度ニ進ムヲ得ヘキ自治  
能力ノ見解ニシテ、假令ニ失スルトモ、トモテ誤リニシテ從テ益々感クテ  
一、尙有者ト國民トノ間ニ入ルル溝渠ヲ低スルニ至ル、國威カ經濟政策

ヲ行フハ、國威ノ目的ニ達スル手段トシテ之レヲ行フニ外ナラザルカ故ニ  
國威ノ眼中ニハ特ニ經濟政策トシテ之レヲ行フ、以學者ノ研究ノ便宜上國威  
ヲ行フ施設方策中特ニ國民ノ物質的生活ニ干渉スルモノ、ミテ策メテ之  
ヲ經濟政策ト称スルニス、商業政策ト大フコトモ亦之ト全シテ學者カ  
研究ノ便宜上經濟政策ノ中特ニ商業ノミニニ關係スルモノ、ミテ策メテ之  
ニ右付ケタルモノニ外ナラス、農業政策、工業政策ト大フモ亦之レト全  
シナリ、從テ商業政策等ヲ論スルモノハ、特ニ國民經濟ノ立脚点ヨリ之レ  
ヲ見テハ、尙有者、個人ノ利用、階級ノ利益等ヨリ論スルモノハ、勿  
論、之ト反対ニ在り、經濟ノ立脚点ヨリ之ヲ見ルヘカラス、之レハ政策ヲ  
ル名義ヨリシテモ一貫性ヒナクナリ、其ノ結果國民經濟ノ立脚点ヨリ  
見テ商業ノ利益ヲ進歩セシムヘキモノナリトモ之レヲ進歩セシムヘキ  
ハ勿論ナレトモ國民經濟ノ立脚点ヨリ見テ商業ノ利益ヲ抑圧スルヲ以テ  
利益ヲリトスルトモ之レヲ抑圧セサルヘカラス、此ノコトハ理論上毫  
ミ誤ラズ、可ナクモ、政策ヲ論スルモノカ論スレハ特種階級ノ利益ヲ  
進ムルコトヲ知リテ、國民經濟ノ利益ヲ忘ル、コトアリ、コレハ根柢ニ

本ヲ譲アリト云ハテハ可カラズ

商業政策ハ直接ニ商業ニ干渉スルモノナリ

直接ニ商業ニ干渉スルモノト云フコトハ尙待ニ商業ニ影響ヲ及ボスヘキ施  
政方策ハ商業政策ノ研究ノ外ニアリト云フコトナリ、同待ニ商業ニ影響  
ヲ及ボスヘキ施政方策マデハ商業政策ニ云テモ講究スルトモ、其ノ範圍  
及マニ過クムノミナラズ他ノ政策ニ云テモ講究スルヲ便利トスルモノナリ  
之レヲ研究セテハカクサルニ至ルカ故ニ商業政策ハ直接ニ商業ニ干渉  
スルモノヲ指スモノナリト云ハテハ可カラズ

商業ハ Adams Smith 等ノ著者ハ極メテ成ク解放シテ若シト云

ト云意義ニ用フルモノアレトク、其ノ後ニ坐リテハ之レヲ極メテ解放シ  
欲シテ貨物又ハ何物ニテ供給トハカリテ技術上ノ交々ヲ一  
一別フルコトナクシテ先買スル者刊行爲ナリトイフナリ、是モ亦中  
アトテハ生産ヲ成ク解シテ生産行爲ノ中ニ之ヲ包含セシムルモノアレト  
モ生産ヲ成ク解シテ生産トモハ商業ハ生産ノ中ヨリ分ルセサルヘカラス  
然ルニ商業ヲ成クノ如ク解スルハ商業ハ所謂商人商業ノミヲ指スコ

大

ト、ナリ工業界ノ市場ノ状態ヲハリリテ生産ニ取巻スルコトヲ商業ニ  
除外セサルヘカラス結果ヲ云スルニ至ルリ故ニ學者ハ良ニ商業ノ意義  
ヲ拡張シテ之ヲ包含セシムルコトナリ、是ヲニ商業ハ商人商業ヲ本  
トスルモノニシテ市場ニ於ケル需要ト供給トヲハカリテ供給トノ需要ト  
ニ對シテ所トニ貨物等ヲ成クセテ供給トノ需要トノ所トニ売リテ  
以テ其ノ商ニ利益ヲ得ントスルモノナリ、經濟進歩スルニ从テ比較的ニ  
本々市場ト現在未末トニ異リテ需要ト供給トヲ調節スルニ必要ヲ云ハル  
ノナルカ故ニ此ノ種ノ行爲ヲ云ハルモノカ、經濟社会ニテは甚ダ必要ナル  
モノトナリ、商業ニ需要ト供給トヲハカリテ之ヲ調節セントスルハ  
的作用ニヨリテ利益ヲ得ントスルコトナリ、其ノ精神ニ至リテは、以上  
ハ商人ノ言ハ商業即チ商人商業ヲ商業ノ純粹ナル義ナリト云ハテ、可  
クオトト云フ工業者ノ生産者カ、生産者カ、生産者カ、生産者カ、生産者カ、  
テ生産者カ、生産者カ、生産者カ、生産者カ、生産者カ、生産者カ、  
シテ彼等ノ生産者カ、市場ノ状態ヲ察シテ之レニ對シテ利益ヲ得  
メントスル行爲ハ、依然トシテ商業ト云フニシテ、觀念上商業ナリトスルコト

七



ヲ科すルモノナリ。現ニ外貨何れニ於テ、彼リ商入ノミカ輸入ヲナス  
ニ止マラス。工業家、農業者等一切ノ生産者モ亦之レヲナヘモノナレハ  
商業ハ彼リ商人商業ノミニ限定スルトハカヘコトハ實際ニ適合セザル所  
果ラ生スルニ至ル、要スルニ之レヲ行フヲ生産者ヨルト否トテ問ハス所  
クモ需要ト使命トヲ察シテ之レヲ調節スルコトニヨリテ利害ヲ得ントス  
ルモノアレハ商業ヲ営ムモノナリト云フコトヲ得ヘン

商業ノ経済上ノ意義ハ上述セルカ如クモノナリ。其ノ経済上ノ意義ハ  
其ノ法律上ノ意義ト全第一致スルモノニアラス。法律上商業ト称スルニ  
ノハ其國ノ法律ニヨリテ備ヘルモノナリ。我商法ニヨリテハオースト  
リ、各銀行商行為才ニ六四條ノ主權商行為ヲ含ムモノナリ。而シテ各銀行  
商行為ハ上ニ述フルノ経済上ノ意義ト一致スルカ主權商行為ニ至リテ  
ハ原則トシテ経済上ノ意義ト一致セザルモノナリ。經濟上商業ト称スルハ  
カシサシモノヲ法律上商業ト称スル可以ハ其ニ沿革上ノ理由ニ基クモノ  
ナリ。我商法ノ母法ナル故乙商法ニ於テ主權商行為ヲ採ラタルハ商  
法ハ十九世紀ノ初メニ至ルマテ諸國ノ經濟社会ノ基礎ヲナシタリシ

ルド制度ノ大ナル影響ヲ受ケタルモノナリ。即チ古時程ノ商人カ組合  
故ケテ取引ニ關係スルモノヲ保護シ租玉ノ取引ニ關シテハ特許ノ規定ヲ  
設ケテ之レヲ行ヒタリ。而シテ由合賣トナルニハ嚴格ナル標準ニヨリテ  
ナシタルモノニハアラス。其ノ都市以テ居住シテ平常往來取引スルモノ  
ヲ加入センモノナレハ後ニ至リテ商法ヲ制定スルニ當リテ之ノ沿革ヲ無  
視スルヲ得ス。主權商行為トシテ商業トシテ之レヲ行フモノハ悉ク商  
業ナリトナシタルニ似テニス。コノ標準ニ法文ノ裏ニ基キテ商業ノ意義  
ヲ抽象的ニ定ムルカ如クハ決シテ得タルモノニアラス

商業政策ヲ其ノ内國商業ニ于スト外國貿易ニ關スルモノトニ別ル  
ルコトヲ得

①内國商業政策ト云ヒ、一ツヲ對外商業政策ト云フ、對外商業政  
ニ關シテ自由放任主義ヲ原則トスヘクモ否クニヨリテハ後ニ論ズルカ如  
ク古未與説アレトモ、内國商業ニ關シテハ國家ハ公法又ハ他ノ社會階級  
ノ利益ヲ害セサル限りハナルヘク個人ノ活動ニ放任シテ之レヲ制限スヘ  
カラスモノナリトイフコトハ本者ノ君上ト一致スル所ナリ。内國商業

業政策カ自由放任ヲ原則トスレ理由ハ次ノ如シ

一、内國商業 コレヲ個人ノ活動ニ放任スルトモハ英國ノ資本主義ニ對シテ  
採テ有效ナラシムルコトヲ得、何トシテハ外國ノ商業取柄ヲ自由ニ行  
ハル、結果生産者並ニ商人ノ間ニ於テ自由競争行ハレテ優勝劣敗ノ原則  
ニ基テ生産条件ノ最モ優リ从テ生産費ノ最モ廉ナレモ、其勝ヲ占ムルナリ  
其ノ結果其ノ生産ニ同条件ノ資本労働ハ遂ニ其ノ生産条件ノ最モ優レル  
土地ニ集中スルナラン、从テ生産費ヲ減少シ價格ヲ低廉ナラシムルコト  
ヲ得、之レヲ社会的ニ觀察スレハ同ノ数量ノ生産ヲナスニ當リは、  
小量ノ資本労働ヲ以テ足レリトスレハ資本労働ヲ取テ有效ニ利用シタル  
モノト云フ可ク、從テソノ節約シテ得タル資本労働ヲ以テ新タニ生産ヲ  
起スコトハ其ノ國ノ経済ヲ促進セシムルコトヲ得ルナリ、今何ゾオノ  
*Ricardo*ノ筆ケタル所ニ从テ説明スル。

此地ニ甲乙ニツノ土地アリ、各A尺ニB尺物ノ全量ヲ生産スルモノト  
假定ス此ノ際更ニ同職ヲ簡單ナラシムルカタメニ其國ニ於テハ甲乙ニ地  
ノ生産スルA、Bヲ以テ其ノ需要ヲ満足スルモノニシテ他ニハ之レヲ生

産セザルモノト假定シ交通ノ費用ハ全クナシトシテ又甲乙何レノ地ニ  
生産ヲ集ムルモ汝被運賦ノ法則ノツメニ生産費ヲ増加スルモノニテラス  
ト假定ス、乙ノ地ニ於テハA、Bノ生産費ハ各々九〇、八〇ナルニ因ハ  
ラス、甲地ハ乙地ニ比較シテ生産条件劣レルカタメニA、Bノ生産費ハ  
各々、一〇〇、一五〇トナリタリトモ、甲地ノ生産物ハ到底乙地ノ生  
産物ト競争スルコトヲ得ス、其ノ結果A、Bノ生産ニ用ヒラレタル資本  
皆ハ甲地ヲ去リテ乙地ニ集ルヘシ、而シテニツノ生産カ甲乙兩地ニ分  
テ行ハレシトモニハ其國ニ於テAノ生産ニ用ヒラレタル生産費ハ一九〇  
全クBノ生産ニ用ヒラレシノハ生産費ハ二〇〇ナルニモ、其カ、A、  
Bノニツノ生産ハ乙地ニ集中シタルカタメニ生産費ハ減シテAノ生産費  
ハ一八〇、Bノ生産費ハ一六〇トナリタルナリ、全ク數量ノ比、ヲ生産  
スルニ當リア、比較的ニ少量ノ資本労働ヲ以テ之レヲトスヲ得、其ノ節  
約セラレタル資本労働ヲ他ノ生産ニ用フルコトヲ得、國民経済ノ立場ヨ  
リ大ニ喜ハサルヲ得ナリ、但シ此ノ事ハ國民経済ノ立場ヨリ觀察  
シタルコトニシテ、地方ノ経済ヨリ見レハ自由ヲ結論ヲ與ヘシテモテ得ス、

乙地ハ競争ニ打テカソモノナレハ其ノ利益ハ国民経済ノ利益ト一致スレ  
ト之ヲ甲地人自由競争ノタメニ其ノ資本併働ヲ失ヒテ棄ルヲ得ス。之  
レハ決シテ甲地ノ善ヲ消コフラス。併シ国民経済ヨリ見レハ甲乙何レノ  
地ヲ盛クトナリテモ異ル所ナク其ノ國ノ資本併働ヲ生産条件ノ最ニ  
優レシ地ニ移スヲ其ノ利用ノ途ヲハカトフ善ヲモノナリ。

国民経済ト地方経済トハ其ノ立場ヲ異ニスルカ如ク、其ノ経済ト国民  
経済トハ又其ノ立場ヲ異ニスルモノナリ、前ニ論ケタル所ニ於テ日本  
地ヲ甲乙兩國トシテ其間ニ自由競争ヲ行ハシムルニトセハ、A、B 兩國  
産ニ關係スル資本併働ハ甲國ヲ去リテ乙國ニ集ルベシ。此ノ事ハ土地  
争、立場ヨリスレハ望マンコトナリ。併シガラ甲國ノ立場ヨリ本  
ハ自由競争ノタメニ其ノ資本併働ヲ失ヒテ棄退セサルヲ得サルハ故ニ之  
レヲ善ヲコトフ得サニ理ナリ、故ニ甲國ノ立場ヨリ人レハ、アヨシム手  
取ヲ強シテ其ノ生産ヲ維持シ資本併働ヲシテ自國ヲ去ラシムルコトニ  
力ハヘシ、其ノ生産ヲ維持スルカタメニ乙國ノ貨物ノ輸入ヲ防止セザル  
ハカク又、之レハ生産条件ノ劣レシ國ニ於テ産業保護ノ唱ヘラレ、限

ナリテ其ノ商業政策ヲ論スルモノハ、常ニ其ノ立場ヲ注意セザルハカク

③ 商業家ハ商業ノ性質上行動ノ自由ヲ要求スルカ故ニ國家ハ他ニ個人

ノ理由ナク限リハ其ノ要求ヲマコトフ得ズ。商業ノ性質上商業家ノ行  
動ノ自由ヲ要求スルコトハ、畢竟、商業家ハ商賣ト供給ヲ調整セシメ  
メニハ成ルヘク成ク之レヲササヘルヘカクヤルカ故ニ行動ノ自由ヲ要求  
スルコトナリ。之ヲ政府ヨリ束縛セザルコトナレハ自由ニ行動ス  
ルコトヲ得ルモノナリ、然レニ農業並ニ工業ト商業トノ比較ハ、  
業ニテハ生産者ハ一夫ノ土地ニ居テ容場ニ種ルコトヲ得ヤルモノ  
ナシ。其ノ生産結果ニ主トシテ天候地味等自然ニヨリコトヲカシテ、人  
力ニヨリコトノ比較則ニ少ナシ。即チ農業ハ自然力主ニシテ労働費取リ得  
ノ位置ニナリ、其ノ結果古ニテ上地ノ虎狼ト共ニ農民ハ其ノ支配  
者ヲカヘサルヘカクヤリシカ如ク場亦少ナカラザリ。要スルニ農業者  
ヨリ本ハ行動ノ自由ヲ得ラレタルナリ、工業ニ於テハ農業ニ比較スレハ  
生産者ノ行動ノ自由ナレトモ尚ホ未タ束縛ノ程度少シトハ大ク限ハ人ノ手

不費ハ之レヲ看断スルニ此取柄ニ長年月ヲ要スル故ニタトヘ或ル工業  
カ利潤ヲトメ直ケニ其ノ生産ヲナスコトヲ得ス、殊ニ並吾ノ大工業ニ  
至リテハ他般上西地資本ヲ要スルコト大ナル故ニ同シク或工業カ利  
多シト人ルニ適ニ之レヲ勉ムルコトヲ得ス、又恐感軍起リテ生産ヲ縮小  
スルコトカ得ズルニ有ハラス、因是資本ノ所集上之レヲナスコトヲ得テ  
ルコト多シ、況ン又之ヲ捨テ、他ノ生産ニ傾ルカ如クハ之レヲ望ムコト  
ヲ得ズルナリ、要スルニ果及工ニアリテハ生産者ハ其ノ生産ノ出賃上故  
手ノ束縛アリテ自由ニ行動スルコトヲ得ズルナリ、然レニ亦其ニ至リテ  
ハ全ク在價が更ニ土地手ノ自然ヨリ束縛ヲ受クルコトナクハ勿論、資  
本ノ如ク又主トシテ流動資本ヨリナリテ同是資本少ク故ニ商業家ハ自  
由ニ其ノ事業ヲ伸縮スルコトヲ得、依リ資本ノ干渉ヨリシテ其ノ行動カ  
自由ナルモノナラス、商業家ハ商戦中現テ取扱ニ行動スルヲ以テタトヘ資  
本近シクトメ容易ノ巨額ノ利潤ヲ得ルコトヲ得、ナリ、从テ商業  
ノアリテハ其ノ規模甚大ナリトモ、<sup>尚</sup>個人企業尙組織ヲ有レ其ノ商ニ当ル  
モノヲシテ取扱果斷ニ行動スルコトヲ得ンムルナリ、シカノミナリ、

商業ハ所ト所トニ束縛セラル、コトヲク希得ト依命トテ振舞スルニアラ  
サレハ充介ニ其ノ目的ヲ達スルコトハ難シ、故ニ商業家ハソノ行動ノ束  
縛セラル、コトヲ嫌フナリ、現ニ寄テ我商ニ為テ外資輸入ノ議アリ、海  
業家ハ之レヲ輸入セシメコトヲ望ミ之レガタメニ外人ニ付スル法律工ノ束  
縛ヲ撤廃センコトヲ要スルナリ、並レ商業ヲ導ム者ハ外資ヲ輸入スル  
コトノ之レヲ利用スルカ故ニ利益ヲ度ク欲シテ不利益ヲ受クルコトナ  
ク信スルカ故ナリ、要スルニ商業ハ性價上最者ノ束縛ヲ受ケテハ其ノ目  
的ヲ達シ得ズルカ故ニ行動ノ自由ヲ要求スルナリ、国家ニシテ商業ノ回  
民経済上必要ナルコトヲ認ムル以上ハ、他ニ重大ナル理由ナク限リハ商  
業者ノ希望ヲ直シテ自由ニ行動セシムルヲ可トス、但シ *freedom of*  
*trade* ノ如クハ商業者ヨリ太ヘハ操縦行動ノ自由ヲ要求スルモノナレ  
トモ、則チスレハ公益ヲ害スル虞アレハ之レニ對シテ相当ノ束縛ヲナ  
スナリ、

⑤ 商業ニ於テハ工業ニ於ケルカ如クニ資本家ハ所例者トノ乳棘少シ、从  
テ国家ハ資本家ト所例者トノ同ニ立ケテ其ノ社会ヲシテ内滿ニ奔逐セン

ムルカタムニ政策ヲ行フ必要ナン、工業ニ於テハ資本家ト労働者トノ利  
害ノ衝突多ク、労働問題ノ中心ヲナス可シハ畢竟労働者ノ数衆ニ多ク其  
ノ労働ニ依リて成ルルモノトシテ労働者ノ位置比較的ニ低ク且ソ資本家ト労働者ト  
ニハ人制千保力甚タ少クコト、労働者ニ又又ソ賃銀ハ原料ニ又又ソ生産  
費中重要ナル部分ヲ占ム、以テ資本家ト労働者ノ微力ニ乘ンテ動モ入レ  
ハ之レヲ少クセントスル故ナリ、加之労働者ハ二場并ニテ吾等集リテ并  
勤人ニモノナレハ、團結シテ資本家ニ対抗スルコト比較的容易ナルハ故  
ナリ、然ルニ商業ニ於テハ労働者ノ数ハ原則トシテ少ナク、又ノ労働ハ  
特殊労働ニシテ最モ注意シテ事ニ当ルニテハ巧ミニ高利ヲ取ルモノニ  
シテ労働者トモナレハ資本家ハトルヘク労働者ヲ優遇シテ之レヲシテソ  
ノ力ヲ盛サレメントスルナリ、以テ其ノ位置ニ比較的ヨロシクモノミナラ  
ズ資本家ト労働者同ニハ人制千保力比較的ニ高クナリ、之等ノ其ヨリ  
シテ又資本家ト労働者トノ間ニハ利害ノ衝突スルコト少ク又道義ナリ、シ  
カレバ工業ニ於テハ資本家ハ勤モ入レハ労働者ノ微力ナルニ乘  
シテ労働条件ヲ低カラシメントスレト商業ニ於テハトルヘク賃銀ニ依リ

シテナルヘク高ク之レヲ尤ムヲ自衛トスルモノナレハ其ノ自衛ヲ達セ  
ムルニハ労働者ヲシテ最モ力ヲ盛サレムモノナレハカラス、労働者ヲ苦シム  
之レヲシテ力ヲ盛サレムモノナレハ、資本家トシテ利益アルコト  
ニアラス、労働者ノ数比較的ニ少クコト、相俟テテ労働者ニ又又ソ賃銀  
ノ多少ノ如クハ資本家ノ最モ重要ナル置クモノニアラス、此其ヨリ又又  
資本家ト労働者トノ利害ノ衝突ヲ生スルコトハ少ク又道義ナリ、加ラシニ  
労働者ノ数少キ故ニタトセ團結スルニ又労働者ハ資本家ニ対抗スルコト  
難キ理ナリ

✓ 資本家指目ニ於テ現今商業労働問題トイハハ商業ノ労働者、労働条件又  
ハソノ福利増進等ノ問題ヨリハ寧ロ小売商人ノ位置ニ関スル問題リ重キ  
ナラス、現今泰西諸國ニテハ小売商人ノ位置益々低下セリ、ソノ然下人  
ルハ小売商人ノ微力ニ要ヲ起ヘテ甚タ多ク以テ其ノ競争甚タ劇烈ナリ、此  
ノ下ノミニニテ又其ノ利潤ハ減少セサルヲ得サルナリ、小売商人コレヲ其  
ノ競争ヲ防止セハ価格ヲ高ムルコトヲ得ル道理ナレトモ小売商人ノ面ニ  
於テハ團結ヲナスモノ少クノミナラス、消費者ノ経済社会ノ事情一通ス

ルモノ多ク故ニ小売商人ヲシテ蓋リニ極テ高ルヲ許サス。勿ル  
ニ小売商人ハ外部ヨリ正通ヲ蒙ルコト少ナカラズ。即チ生産者ハ種々  
ルヲ派テ用ヒテ消費者ニ接シセントトムルノミナラス消費者ニ接シ  
組合等ヲ設ケテ小売商人ヲ排斥シテ直接ニ卸商人又ハ生産者ニ接セント  
ス。シカノミナラス都会ニ於テハ小売商業ニモテハトモメントスト  
ノ如ク大規模ノ急務ヲ法生スルニ至レルカ故ニ益々小売ハ正通ヲ加フ  
ルナリ。

然ルニ小売商業ハ原則トシテ資本並ヒニ次第ヲ要スルコトハ  
トルカ故ニ寡頭。私見等ノ生計ヲ立ツルニハ限リ良シ位置ナリ。又  
ニ商業等ヲ始メ漸次ソノ位置ヲ向上セシメントスルモノニシテ果  
マ位置ナリト云フヲ得ヘカ故ニコレニ代トヘキ法ヲ謀ヒスレバ  
小売商人ノ位置ヲシテ益々低下セシメテ之レヲ救済セテルコトハ社会ニ  
見テ然ラズ。故ニ一面ニ小売商業ヲ改善シテ商  
業者ヲ保護スルト共ニ一面ニ小売商人ノ位置ヲ向上セシムルニカ  
コレカ商業者同業ニシテ最モ重要ナルモノトセラルルナリ。

### 第二章 外国貿易

○ 外国貿易ハ一國ノ生産ト消費トカ一致セラルカダメニ起リ  
リ。若シ其ノ國民ノ消費カ標準スルニ伴ヒテ其ノ國ノ生産モ亦  
ノ生産カ増加スルト共ニ其ノ國ノ消費亦進スルモノトセハ時ニ  
行フ必要ナカルヘシ。併シテコノ事ハ到底之レヲ望ムヘカラス。現時ノ  
経済社会組織ノ下ニ於テ消費ノ自由認めラルカ故ニ我々ノ欲望ノ  
人口ノ増加トニヨリテ消費ハ益々進スルカ故ニ我々ノ欲望ノ進ト人口  
ノ増加トニヨリテ消費ハ益々進スルカ故ニ生産ハ之レト一致スルコト  
得ナシ。場合カテカラス。此ト同時ニ其ノ國ニ於テ生産ンタルモノハ必  
ス其ノ國ニ於テ消費セラルヘキモノニテナルカ故ニ外国ト何ム相通スルノ  
必要起リ来リナリ。古ク交通機関ノ發達セザル間ハ其ノ國ノ生産ニヨリ  
テ其國ノ消費ヲ満足セザルヘカヲサリシ。今日ハ交通機関發達シ紙口テ通  
貨甚ク低廉トナリタルカダメ外国貿易ヲナストスハ。比較的容易ニ其國ニ

本邦の生産と消費とを期和シテ以テ我々ヲシテ比較的感傷ニ経済生活ヲ運  
イシムルヲ得ルナリ。是ヲ要スルニ現今諸國ノ経済発達ノ光輝ヲ以テスレ  
ハ国民経済ハ世界経済ト相俟ワテ其ノ目的ヲ達シ得ルヘシ。即チ外國貿易ハ  
国民経済上ヨリ之レヲ見レハ自國ニ生産スルヲ得ルモノ又ハ改新止ハ之  
レヲ生産シ得ルニ経済上生産スルコトヲ得サルモノヲ其ノ國ニ供給シテ以  
テ消費スルコトヲ得ルノミナラス。是ニヨリテ工業ノ生産費ヲ少クシ或レ  
程度迄ハ其ノ國ノ企業家ニ利権ヲ與ヘ資本并働ノ利用ヲ自如トシテ更ニ  
生産者独立的地位ヲ得ルコトヲ困難トシメ。其ノ國ノ生産物ニシテ其國  
ノ消費ニ超過スルモノヲ海外市場ニ出スヲ得ルニテ更ニ其ノ生産者ニ利  
潤ヲ増加シ及ヒ外國ヨリ資本并働ヲ輸入スルノ故アリ。要スルニ外國貿易  
ハ国民経済ニトリテ必要ナルコトナリ。

外國貿易ノ必要ノ程度ハ國ニヨリテ異ルモノナリ。北米合衆國ノ如ク領  
土及ク其國生産ノ種類及ク國ニ依テハ外國貿易ヲ必要ニ比其の少クモ  
ノナレトモ英國ノ如クニ領土及ク其國ノ生産ノ種類カ一方ニ偏スル場合  
ニハ。外國貿易ヲ必要トナリト云ハサルヘカラス。生産と消費と

一或レシテ程度前者ハ比較的少ク、後者ハ比較的大ナルナリ。我  
國ノ如クハ前者ニ依スルモノニシテ猶シ大規模ノ生産ヲナサント欲スル  
ニハ到底外國市場ノミヲ依テトスルコトヲ得ス。其ノ生産物ノ一部ヲ  
外國市場ニ販賣スルコトヲ得ラザルニテハ其ノ生産者ハ外國貿易ヲ得  
必ス其國市場ニ大ナル影響ヲ及ボシ経済社会ヲ不況ニ陥ラシムルモノナ  
リ。此處ニ於テ外國貿易ニヨリテ其ノ國ノ経済ヲ増ハヘキコトヲ國民経済  
ノ理想ナリトシテ輸ヲ促スルナリ。一派ノ者者ハ外國貿易ヲ得  
其ノ國ニ於テ消費シ得ルモノハアテテ其國ニ於テ生産スルヲ以テ國民経  
濟ノ理想ナリトシテ経済政策ハ之ヲ標榜トセザルヘカラス。外國貿易  
ヲナス可キハ畢竟其國ノ自國ニ探病セシムルモノニシテ危殆ナリトス  
ナリ。経済学大家シユーエーラーハ評テ之ノ大皇帝國説ヲ依ヘテ其國  
國力世界ノ経済ヲ支配スヘキコトヲ得ルニテ其國ノ強ク之ニ畢竟公  
認スル輸産ニ出テタルナリ。即チ世界帝國トハ領土及ク其ノ消費人  
洲ノモノヲ得テ其國ニ於テ生産スルコトヲ得ルモノナリ。其ク諸國ヲ見  
ルニ世界帝國トナス者格アムモノハ英・米・露三國アルノミ。美國ハ本國

非帝ニ依ケレトモ、殖民地ハ世界到ルルニアリ、其ノ面積本國ニ數十倍スル  
モノナルカ故ニ本國ト殖民地トカ結合セルナラハ優ニ世界帝國ヲ成就ス  
ルコトヲ得ヘン。从テ英國ニ於テハ帝國主義ト称シ本國ト殖民地トヲ結  
合シテ一大世界帝國ヲ成就セントシテ、アリ。此米合衆國ハ領土甚々大  
クシテ、世界帝國ヲナスノ資格ヲ有スルカ故ニ、獨リニ保護政策ニヨリテ、  
各種産業ヲ起シ世界經濟ヨリ孤立セントスルナリ、獨國モ亦領土甚ク大  
キ世界帝國ノ資格アリ、从テ彼ノウイソフ等ノ政治家ハ保護政策ニヨリ  
テ各種産業ヲ振興セン事ヲ期シ居ルナリ。昔シ之等ノコトニシテ成就ス  
ルニハ此好ニ世界帝國ヲ出現スルニ至ルナリ。其ノ余ノ國ニシテコレ  
等ノ世界帝國ノ迫脅ヲ免レントスルニハ領土ク自己ノ經濟ヲ孤立スル  
事メサルヘカヲホムナリト云フナリ。此説ハ一時期國ノ弱ニ由ルモノレ  
タル説ナリ。

商業政策ハ國民經濟ノ孤立ヲメテ目的トナスヘカニ就テハ後ニ之  
レヲ論スルコト、シテ此好ニハ外國貿易ヲナスコトハ國民經濟ヨリ見テ  
危險ニアラサル事等ヲ説明セン。

論者カ外國貿易ヲナサハ我國經濟ヲシテ外國ニ隷屬センメテ、  
リトスル意義ハ、我國ハ外國ノ商ケヲ借ルニテアラザレハ我國ノ消費ヲ充  
スコトヲ得ス。即ケ外國經濟社会ハ、諸外國ノ商業政策ノ変化、生産又ハ  
消費状態ノ変化、其他通商國ニ起ルル一切ノ事變ニヨリテ、我國國民經濟ハ  
斷絶セザレテ得ス。故ニ我國ノ經濟ハ外國貿易ヲナスカタクニ危險ヲ負  
担スルモノナリトナス。我國經濟ハ外國貿易ヲ行フ結果通商國ノ生産ノ  
變更等ニヨリテ、消費ノ斷絶ヲ受ルコトハ、年々ヘカクナル事定ナリ。  
故ニ危險ナリト云フナラハ之レヲ否決スルコトヲ得ス。然レテ我國ノ  
經濟ハ外國貿易ヲナサ、ルカタクニ常ニ斷絶スルコトナクマテ、又ハハ  
シテ然ラス、外國ニ起リタル事由ノタメニ我國ノ經濟カ斷絶スルコトナ  
クモ我國ニ起リタル事由ノタメニ斷絶ヲ来スコトハ、兎ムヘカクナリ。  
リ。此好ニ於テ外國貿易ヲナスニ伴フ經濟社会斷絶ノ程度、外國貿易ヲ  
ナサ、ル場合ニ於ケル斷絶ノ程度トヲ比較スルニ、アテサレハ經濟社会ノ  
斷絶ヲ生スルカ故ニ外國貿易ヲナスヘカラスト断スルヲ得ス。外國貿易  
ヲナストスルハ我國經濟ハ外國ニ起リタル事由ノタメニ常ニ斷絶ヲ来スヘ  
ニ云

外國貿易



ケレト元其ノ影響ヲ蒙ルモノハ故リ我ノミナラズ且商干保因ハ共ニ我  
影響ヲ蒙ルカ故ニ我ノ程度ハ比較的ニ遅微ナラトテ特ス、況レ又遠西  
中ニエレト及対ノ影響ヲ生スヘキ事由ニ起リタルトモニハ其ノ影響ハ又ニ  
遅微ナルハキモナリ

エレト及ニテ外国貿易ヲイハレトマハ必チ輸入ニ起リタル事由ノタ  
メニ我ノ経済ハ漸次スルコトナシ又我ノ生シタル事由ノ影響ハ又因  
リ上レヲ具現セザルハカラス、其ノ事由ハ其ノ生スル事ハ十カラ  
ン、然レ其ニ發生シタル場合ニハ其ノ影響ノ程度ハ大ナラズナルヲ特  
ナリ、即チ外国貿易ヲナストモニハ我ノ経済ハ漸次スレトモ、其ノ  
度ハ遅微ナリ、エレト及ニテ我ノ貿易ヲナスハ、ルトモハ其ノ生  
モノニハ非サレニ一度生ストモハ、後者ニ比シテ其ノ影響ハ  
漸次スル事由ニ起リタルハ、前者ハ後者ニ比シテ其ノ影響ハ  
ルハカラス、故ニ外国貿易ヲナスハ、即チ遅微少キカ故ニ我ノ経済ハ立脚  
点ヨリシテ排斥スルノ理由ナリ

外国貿易ハ国民経済カハ本末ヲ取運セザルトモハ其ノ国民ニヨリテ

クルモノニテラス、シテ経済ノ進歩セル國ノ商人ニヨリテ其ノモノ  
常ナリ、居田地貿易即チ之ナリ、蓋シ先進國民ハ居田地ヲ設ケ外國ノ産  
物ヲ輸入スルト同時ニ其國ノ産物ヲ本國ニ之レテ外國ニ輸出スルヲ便  
シシム故國ノ生産者又ハ商人ハ單ニ居留地ニアル本國商人ニシテ其  
物ヲ販売スルニ止ル、我ニテ海外市場ノ状況ニ適シテ我ニテ外國ノ  
ノモノニ對シテ其ノモノハ、コト雖モ我ニテ其國居田地時代ノ如クハ、  
何スルヲ好、然ルニ其國經濟ノ進歩スルニ依リテ我國商人ノ中直接ニ外國  
ノ貿易ヲナスモノ漸ク少ナリ、故リ直接外國貿易ヲナスニ止マラス、海  
外諸國ノ商販ノ一部又ハ全部ヲ其ノ子ニ收ムルニ至ルモノ出スルニ至ル  
ナリ

而シテ古 伊太利ノ都市 *Hangar*、都市 *Portugal*、*Spain*  
*Holland*ノ諸國カ在東商業ニ起テ活躍シタル時代ハ當時ノ在東商業  
ノ中心ト全部ヲソノ子ニ掌理シテ其關係諸國ハ之等ニコロテ海外諸國トテ  
係スルモノナリ、从テ之等諸國ノ都市カ在東商業ノ集散地即チ在東  
市場ナリ、然レニ諸國經濟ノ進歩スルニ依リテ其ノ國ノ貿易ハ其ノ國

人ノ手ニ依リテ之レヲ得ルノミナラス或ハ直接ニ生産国若ク、消費国  
 ト貿易ヲナスヲ利益トナスニ至リシカハ、英國カ *Free Market* 一代之立  
 界商業ニ活躍スルニ至ルヲハ英國ハ昔同ノ如ク世界商業ヲ独占スルコトヲ  
 得サルニ至レリ、此等ニ對シテ在界市場ノ主義又一変スルニ至レリ  
 此等ニ對シテ在界市場ノ定義ハ亦一変スルニ至レリ、在界市場ハ初メハ一  
 切ニ在界市場ノ集散地ヲ意味セシカ、今日ニテハ商國亦ニ生産地若クハ消  
 費地並ニ此等ノ土地トノ交通其他ノ干渉ニヨリ自由ノ集散ノ地ヲ指ス  
 レニ至リシカ故ニ此等ノ集散地ニシテ其ノ商國ノ取利益ニ行ハレソノ市場  
 ニ依リテ価格カ世間ヲ通シテソノ商國ノ取引ヲ支配スル市場ヲ稱シテ世界  
 市場トナスニ至リシナリ、從テ通俗 *Service* 在界市場ノ中ハナ  
 リトスフ又畢竟其ノ重要商國ニ在界市場ナリト云フニ至ルナリ  
 此等ノ重要商國ノ在界市場ヲ稱シ居ルコトカ或、國ヲシテ在界商業上主マ  
 ヲトナシハハ所ナレハ諸國ナルハ多ク、商國ニシテ在界市場タル  
 コトヲ有力スルナリ、

英國カ其ノ重要商國ニシテ在界市場ヲ有スルコトハ其ノ商業ノ榮

進著シキコト英國ナレト云フ *Consignment* 亦達ス *Store*

*Ware* カ金取ノ中ハナレトモアスカリテ力アリト云フヘン

*Consignment* トハ英國商人カ諸國ノ生産者又ハ商人ノ委託ヲ受ケ

テソノ最ニ適當ナリト思フ時季並ヒニ價格ヲ以テ之レヲ売買シ之レニ對シ

約定ノ手續ヲ受ケルモノナリ

此ノモノハ、セリ、売買ノ制度カ亦達スルニ非レハ亦達シ難クコト、諸國

ナレトモ英國ノ商業道徳亦達セザレハ之レヲ望ムコト難シナリ、何レトシ

レハ委託ヲ受ケタル商人ハ契約上何等ノ義務ヲ受ケザレトモ力ヲ盡シ

況シテ其者ノタメニ最ニ良ニ条件ヲ以テ売買スルニ非サル限リハ亦之レ

ニ便宜ヲ云ヒタル者ナレハケレハナリ

此ニ此種ノ売買方法カ大ニ亦達スル以上諸國ノ生産者又ハ商人ハ初メ

ハ先ヨリ其ノ最ニ適當ト信スル市場ヲ求メ(市場ニ)在界ヲ売買セント試ム

ルナラバ、若シ不幸ニシテ、目的ヲ達セザルトモハ凡ソ商國ノ売買ハ

自由時期アルカ故ニ長ク自由市場ヲ求ムル能ハス、商國ヲ *Residual* 一

致シテ *Consignment* 一ヨリテ先ルカ又ハ原料ヲ求ムルカ如ク場合

ナレ

二八  
Consignement ヲヨリテ之レヲ購ハントスルナリ。如斯ニ英國ノ商  
人ハ自ラコンドンニ集マリ糧食買入ル、カ坂ニロンドンヲ在邦市場ト  
レテ稱スナリ

之レト同時ニロンドンカ金融ノ中心ナルコトモ本邦ノ商埠ノ在邦市場  
トナルコトニ莫クテカアルモノナリ、凡ソ商業取引ハ金融市場ニ依  
行フ、取引者双方ニトリテ最モ便宜ナリ、ロンドンニカ在邦金融ノ中心  
ナルニモハテ、西國ノ取利ニ此知ニ集中スヘキコトニ本邦想候スルコトヲ  
辨ムナリ、ロンドンニハ歐洲ノ大戦争マテハ在邦金融ノ中心ニシテ其ノ位  
置動カナリシナリ、在邦ノ金融中心ナルコトヲ辨タル主ナル原因ハ金融ノ  
自由市場 (Free Market) ナリシト云フコトナリ

自由市場ト云フコトハ相違ノ条件ヲ以テハレハ何等ノ障害ナク金融ヲ輸  
出入スルヲ得ルコトナリ、諸國間ノ貿易ノ差違ハ金融ニヨリ決シテ  
ラレ、モノナレハ之レヲ行フタメニハ金融ヲ容易ニ得ルコトカ出来ナレハ  
到底巨額ノ取引ヲナスコトヲ得サルヘシ、故ニ「ロンドンニカ金融ノ自由  
市場」ナルコトカ在邦ノ金融ノ中心ナルコトヲ示ス、西國ノ商埠ノ在邦市場トナ

二九  
ニ一八 依因ヲナスモノト云フハシ

世界市場ハ在邦商埠ノ集積也、下ルカ故ニ其ノ市場ニ於テハ價格ヲ千倍若  
西ノ其ノ商埠ノ價格ニ影響シ、其ノ生産並ニ消費ニ影響ヲ及ボスナリ

世界市場ニ於ケル何ニシテ定マレハモカニ就マテハ猶ホ未ダ少ク論  
争アリ、其ノ論争ハ主トシテ價格ヲ定ムヘキ供給ノ範圍ニ于スルモノナリ  
一派ノ論者ハ世界市場ニ現ハレヌハ現ハルヘキ商埠ノ金數量カ供給トシテ  
價格ヲ定ムルモノナリト主張ス、此ノ説ニヨリハ其ノ世界商埠ヲ生産スル  
商埠ノ生産状況ハ悉ク其ノ價格ニ影響ヲ及ボスモノナリト云ハサルヘカラス

然レトモ之レハ言論ニ非リタル議論ニシテ世界市場ニ於テ其ノ商埠ノ需  
要供給ヲハカワテ價格ヲ定ムルモノハ決シテ小生産國ノ生産状況等ニ留  
入ルモノニアラス、之レヲ小生産國ノ生産状況ニ変化ヲ生スルコトナリ  
ト云フ、其ノ商埠ノ取引ニハ大ナル影響ヲ及ボスモノニアラス、故ニ在邦市  
場ノ價格ヲ定ムルヘキ供給ハアラユル生産國ノ生産額ニテ決シテ重要ナル  
生産國ノ生産額ナリ、凡ソ世界市場ノ價格定マリ其ノ價格ヲメテ生産額上  
ヲ入ルモ相當ノ利潤アリト見タナラハ小生産國ノ生産者並ニ商人ニ於

ニ九

メテ其ノ商国ヲ在界市場ニ出入ナリ

外國貿易ヲ輸入者ハ輸出ノ千倍ニ重マテ輸出力 輸入ニ超過ス  
ルトメハ外國貿易ハ噸ナリトナシ 輸入、輸出ニ超過スルトメハ逆ナリト  
ナス、貿易ノ順逆ヲ論スルハ *Mercantile System* 時代ニ始マテタルメ  
ノニシテ當時ハ金銀貨幣ヲ以テ國ノ富ナリトナシ之レニ重マテ置マタルカ  
故ニ輸出超過シタルメハ其ノ結果ソレヲ金銀貨幣ノ輸出アリカ故ニ之レ  
ニ差支レテ貿易ノ順逆皆クハ為替相場ノ高低ニ重マテ置マタルナリ 金銀  
貨幣力唯一ノ國富トシテ之レカ出入ニ重マテ置クノ誤論ナルコトハ勿論ナ  
リトメ貿易ノ順逆ハ之ニ差支スルニ必要ナクモナリマ否ヤ

英國ノ經濟本者ハマーカンケリスム時代ノ見解ヲ排テ輸出平均論  
ヲ唱ヘリ、其ノ說ハ輸出超過ニ輸入超過ニ比シ一時期ノ現象ナリ 輸出超  
過シタルトメハ貨幣ノ輸入セラレソノ結果何種購買スルカ故ニ輸出ヲ以テ  
シ輸入ニ増加スヘキヲ以テ終ニ輸入超過ヲ見テルヲ得ナリ 輸入超過  
ニ本分シテ時價ノ下落ヲ相メ終ニハ輸出超過トナラン 故ニ長々年月ニ且  
テ計算セバ輸入ハ平均セテルヲ得ナリ 然レテ輸出超過ニ喜ブニ足

ラス、輸入超過ニ本戻フルニ足ラストナスナリ

輸出超過ハ輸入超過ヲ以テ傾倒アルコトハ爭フヘカラサルモ輸入ハ逆ニ  
平均スルモノナリトメテ之ヲニテ然ラヌ、何トナレハ

一、莫ク論ノ管子トスル如ク若シ輸出超過スルトスレハ貨幣輸入、或テ何  
種ノ購買ヲ美起スルトモノナリトナスモノナレトモ此說ニテハ一國ノ貨幣  
力増大スル力カ異ルモノナリトメテ之ヲ以テ說明スルヲ得人、若シ其國ノ經  
済力増進スルニ依ヒテ貨幣力増大スル力カ増加スルモノナリトナシハ、  
ナトニ輸出超過ニ伴ヒテ貨幣ノ輸入アルトモ物價ヲ騰貴シ輸入超過ヲ惹  
起スルモノニアラス、諸國環ヘテ去ヘハ此ノ說ハ彼ノ貨幣ノ供給ノミヲ  
見テソノ新要ヲ見テルナリトメテハヘシ

四ニハ諸國貿易統計ニ於テハ其ノ國境ニ於ケル價格ニヨルモノナレハ輸出  
現ニ於ケル價格ト通貨保險料並ヒニ諸雜費ヲ加算シテ輸入貨物ノ價格ヲ  
計算スルモノナリカ 輸出ハ之等ノモノヲ加算セサルモノナリカ 貨幣力増  
大ハ變化ナシトシテ長年月ニ且リテハ輸出額ト輸入額ト比較スルトメ  
ハ輸入額ハ輸出額ヨリ遜カニ尋カテサルヲ得サルナリ 加之輸入額ハ  
ニ輸入額ヲナス者ノ申告ニ

ヨリテ計算スルモ、ナルカ故ニ真実ノ價格ナリト云フコトハ保証シ難ク  
ナリ。輸入ノ輸入税ヲ課スル必要ヨリ申告價格ノ直降ニ付テ多少ノ乖  
僻ヲナスモ、ナレトモ輸出税ニ至リテハ現分輸出税ヲ原則トシテ之トヲ  
契メサルカ故ニ若シト取締ルモノナレ。从テソノ申告價格ハ事夫ニ違サ  
カハコト少ナリナリ。貿易ノ合計ニシテ今日ノ如ク不完全ナル以  
上ハ到本輸入額ハ平均スルモノナリト云ヒ難シ。

(3) ニハ輸入ノ国家債借ノ一部介ニ過マス、从テ輸出超過入ルニ  
テ購成スル他ノ介子ニシテ亦國ニトテ送附ナリトセハ貨幣ノ輸入ヲ見  
ルコトヲ得サルナリ。故ニ輸入ノ平均スルモノナリト云フコトヲ得サ  
ルナリ、輸入ノ国家債借ノ一部介ナルコトハ今日時ニ說明スルニ  
ケレトモ、此ノ事ヲ明カニシタルハ *Graveland* ノ功績ナリ。 *Graveland*  
*Chen* ハ一八七三年ニ「外國為替ノ理論」ヲ著シテ為替相場ノ変動ハ  
放リ輸入ノ順差ニヨルテ得ルナリ。国家債借ニヨルモノナリ。輸入ノ  
順差ハ国家債借ノ中果テ重要ナルモノニ相違ナレトモ其ノ一部介ニ入  
ルヤルモノナリト云フコトヲ明カニセリ。

半次ニ被レテハ経済ノ発達シタル國ハ多クハ輸入超過國ナリ。英國ハ一  
八七四年以來、法國並ニベルギーハ一八七〇年以來、故ニハ一八八〇年  
以來輸入ノ輸入ノ超過スルニ至リタルノミナリ。程度ハ年々過ラ  
ズ、其ノ間ニ至リタリ。然レトモ之等ノ國ハ經濟上何等ノ障害ヲ出セ  
ザル可ク、モノハ国家債借ニ依テ順ナリ。故ナリ。国家債借ニ依テ順ナ  
ル可クハ之等ノ國ハ主トシテ外國ニ放シテ之ヲ貸付ルノ子利潤ヲ得ル  
ニ及ナリ。此等ノ諸國ヨリ則チ美國亦有ノ説ヘタリ。輸入ノ平均額  
ハ之レヲ維持スルコト困難ナリト云フナリ。

然ラハ国民経済ノ止脚点ヨリシテ輸出超過ハヨロコフ可ク、一トマ  
ンナリ。スルモ時代ニ依テ金銀貨幣ノ輸入ニ重ク置テ輸出超過ヲヨロ  
コハサルコトハ誤リナレトモ一派ノ論者ハ經濟ノ発達セシ國ハ輸入超過  
國ニシテ之トシテ輸入超過ヲ以テ喜ブヘントナリ。然レ  
トモ之等ノ國ハ經濟上何等ノ障害ナクハ国家債借上順ナルカタニスレラ  
輸入ノ超過セルタメニハアラス。若シ輸入超過ハ國民經濟上優クハマス  
ノナリトセハ此米合衆國ノ如ク輸入超過ヲ維持セルニカハハラス。經濟

云云

云云

益々希達セルモノアルコトヲ説明シ科ナリ。蓋シ輸出超過ノヨリニ  
 ソハモコトハ其國ノ生産力其國消費ニ超ハテ其ノ剰余ヲ海外ニ輸出  
 スルコトヲ科ル故ニアルト云フコトナリ。アダム・スミスレノ論スル  
 十二、貿易ノ順逆又ハ為替相場ノ高低ハ重マテ置クニ足ラス。之等ハ後  
 述ノ現象ナレハナリ。國民經濟ヨリ見レハ寧ロ此處ト消費トノ干渉ニ更  
 マリ置ケサルヘカラス。ト説ケリ。其ノ意義ハコトニ云フ所ト本ナリ  
 此ノ現象ニシテ大ナル義マリテトスレハ此レノニ事項ヲ誤メサルヘカ  
 ス。

ハ輸出超過ノ現象アリトシテモ國民ヲシテ半ニ消費ヲ抑留シタルニ  
 ハヘサルト云ハ實スヘモコトニイテ人。其國ノ生産力大イニ希達シ居  
 ルコトヲ示スニ非サルヲ誤ナリ。

例ハハ「ロン」アレハ戰前以前ニ於テハ穀物ノ輸出國ナリ。穀物輸  
 出ノ大ナリシコトハ「ロン」レ國ノ農業力大イニ希達シ居。其ノ國ノ消費  
 量ニ超過スル所以ニ「ラス」シテ農民等ハ租税等ノ負擔重クナリタメニ自  
 己生産シタルモノヲ消費スルコトヲ得入レテ之レヲ売リテキケレテノ

義ヲ取サハルヘカウナリシコト故ニ市場ニハ穀物大イニ現ハレテ又  
 ノ結果穀物ノ輸出大ナリシト云フ。カ、ル現象カ國民經濟ヨリ見テ吾  
 フヘモ所ニ「ラス」ルハ輸入超過ニシテナリ。

輸入超過ノ現象ニ「ラス」モ其ノ輸入超過ハ主トシテ原料採取ノ如ク  
 生産貸財ナルトモハ次ニテ要フヘモコトニ「ラス」、何トナレハ之等ハ  
 其國ノ生産力取込セシメ生産力ヲ消費ニ超過セシムルノ原因ヲ作ル  
 マノナレハナリ。然ルニ輸入超過カ原料採取ヲ以テ生シタルトモハ其國  
 ノ消費力ノ國ノ生産ニ超過スルコトヲ示スニミナラス以テ消費ハ不  
 便ナリト云フコトヲ科ルヲ以テ國民經濟ヨリ見テヨロコブヘモ現象  
 ニハ「ラス」人。諸國カ輸入原料採取ノ輸入税ヲ免除スルニ及  
 シる後強ク輸入税ヲ課スル所以ハコトニ「ラス」之レヲ要スルニ輸  
 出入ノ状態ハ其國ノ生産並ニニ消費力及取スルモノナリト作入ルコト  
 ナリ。故ニ國民ノ經濟ノ盛衰ニ注意スルモノハ之レニ望マテ置ケテ  
 ルヘカラス。國民經濟カ希達シ来レハ其國ノ強弱ハ甚メテ大ナリシ  
 産物ノ生産力甚クナリナル限リハ農産物ノ輸出ハ漸次衰へルノミナ  
 五

三六  
ラス共ノ輸入増加スルト同時ニ其國ノ工業ハ尙健全ニ資本ノ増加ニ依  
リテ進シ来リ漸次ソノ國ノ需要ヲ満足スルノミナラス更ニ進シテ海外  
ニ輸出スルニ至ル農業者ニテ工業國トナルト云フハ此ノ現象ヲ云フ  
ナリ。コノ事ハ國民經濟ノ都達ヲ意味スルモノナレハ大体ニ於テ喜マ  
ハズナリ。

國民經濟都達シテ工業國トナリテモ其ノ輸出スル工業品ノ種類ニヨ  
リテ其ノ國ノ此項經濟上ノ位置ニ自ラ優劣カ下リ、國民ノ生活ニ必要  
ナリト、从テ社會上下ヲ通シテ需要スルモノヲ輸出スル國ハ幾又強又  
ハ社會ノ小部介ノミニ需要セフム、モノヲ輸出スル國ヨリヘルカニ優レ  
シトセサルヘカラス、何トナレハ前者ニ於テハ其ノ需要ハ經濟社會ノ  
最要等ニヨリテ甚クシク動搖スルコトナク人口ノ増加、生育ノ上進等  
ト共ニ益々増進スルモノナルリ故ニ之レヲ生産スルモノニトナリテハ其  
戰術安全ナリト云フヘクモ、後者ニ於テハ其ノ需要經濟社會ノ最要  
ニヨリテ動搖スルノミナラス其ノ増進スルカハ大イニ抑例セラム、モ  
ノナルカ故ニ其ノ生産者ハ安全ナルコト欲ハス、又其ノ輸出スル貨物

カ性質トシテ特殊ノ市場ニ需要セラム、モノニアラスンテ比較的其ク  
ノ國民ニヨリテ需要セラム、モノナルカ故ニソレヲ供給スル國ニ大ニ  
ク从テ競争ニ激烈ナラサレテ得ヤルカ故ニ其ノ競争ニ勝ツコトヲ得ル  
トモハ販路ヲ擴張スルコトヲ得ルノミナラス依令アル理由ニヨリテハ  
ソノ市場ヲ次フトニ轉シテ他ノ市場ニ販路ヲ返ムルコトヲ得ルカ故ニ  
主トシテコノ種ノ貨物ヲ輸出スルモノハ在り商業上ノ位置優レリトナ  
スヘクモノナレトソノ輸出スルモノハ販路ヲ特殊ノ市場ニ於テノミニ需要  
セラム、モノハ競争者ハ多カラサルモ其ノ販路ヲ擴張スルコトヲ得ヤナ  
リ。殊ニ市場ニ於ケル需要ニシテ著シク減シタルトモハ輸出國ノ生産  
者ハ大イニ困難ヲ感セカレテ得ス、故ニカ、モノヲ輸出スル國ノ在  
り商業上ノ地位ハ劣レリト云フヘクナリ、要スルニ同シ工業國ノ中  
ニ於テテモ輸出スル貨物ノ種類ニヨリテ在り經濟上ノ地位ハ異ナルモ  
ノナリト云フヘシ。

第三章 自由貿易と保護貿易

商業政策ノ根本ハ自由貿易主義ヲトルカ保護貿易主義ヲトルカニアリ  
 自由貿易國トハ國家カ輸入貨物ニ對シテ輸入税ヲ課セズトシテ自由ニ  
 輸入セシムル國ノ義ニハアラス、モシ自由貿易國ノ意義ニシテ此ノ如クモ  
 ノトシタラハ、國家ハ税課トシテ國稅ヲ放棄スルニ當リテ國家財政上之  
 レヲ斷行スルニト難カラサルヲ得ス、然レ今此ノ意義ニ於ケル自由貿易國  
 ハナシ、英國ハ自由貿易國トシテ幾多有名ナルモノナレトモ、其レ輸入税  
 ノ課セザルモノニアラス、二十有餘ノ貨物ヲ選ビテ輸入税ヲ課ス、又既  
 課スル貨物トシテヨロシ財政收入ヲ増ヤントスルモノニシテ亦之ハ亦  
 ノ商業ヲ保護弁達セシメントスルモノニアラス、自由貿易國ナリ  
 ト云フコトヲ得ルナリ、故言セハ財政國稅ヲ課スト云フコトハ自由貿易主  
 義ト相合レサルモノニアラス、之レニ反シテ保護貿易國トハ、外國ヨリ輸  
 入スル貨物ニ輸入税ヲ課ス、ト云フコトニヨリテ外國市場ニ於テハ外國品

ノ価格ヲ高クシテ販賣同價ノ貨物ヲ生産スルモノヲシテ之レト競争スルコ  
 トヲ得セシメ、之レニヨロテ從來外國品ヲ利用シタルモノヲシテ外國品ヲ  
 利用セシメテ又テ外國品ノ需要ヲ増シテ國內生産ヲ振興セシメント人々國  
 外ヲナリ、例ハ、或ハ外國貨物ヲシテ販賣シテ五割ニテ輸入セシムルモノ  
 七ハ全額公債ノモノヲ生産スルモノハソノ市場ニテハ五割以下ニシテ販  
 賣トハ、外國品ト競争スルモノヲ得ルモノハ五割以下ニシテ販賣トハ、  
 輸入トシテ販賣スルモノハ、生産販賣スルモノトナリ、然レニ國家ニテ、一  
 切ノ輸入税ヲ課ストセハ、其國市場ニ於ケル外國品ハ大削トナル、故ニ我  
 國生産者ニシテ大削以下ニシテ販賣スルモノハ外國品ト競争スルコトヲ得ル  
 故ニ五割以下ニシテハ生産販賣スルコトヲ得サルモノモ、生産販賣スルコトヲ  
 得ルニ至ルヲ以テ若シ其ノ市場ニ於ケル需要ニシテ変化セザルモノナリト  
 セハ、外國品ノ需要ヲシテ外國品ニ對シテ輸入税課スルモノハ、其ノ結果外國  
 ノ生産ヲ振興スルコトヲ得ルナリ、  
 保護貿易ハ國稅ニヨリテ外國産業ヲ振興スルコトヲ意味スルモノナレハ  
 前記トシテ國稅ニヨリテ其ノ國內市場ニ於ケル價格ヲ騰貴セシメサルハカ

Handwritten mark



ラサシモノナリ。彼レテ消費有ニ於テハ必クモ現在ニ於テハ不利益ヲ未ダ  
又モノナリ。然ルニ此等ニ保護貿易政策ニ類似ノ政策アリ。則長政策トス  
フ。政府ハ外國生産者中適當ト認ムモノニ企業ノ創立ニ際シ土産又ハ技  
術的ヲ貸與又ハ給与シ、或ハ株式ノ一部ヲ引受ケ又ハ相当ノ資金ヲ給与又  
ハ貸與シ企業ヲ起スコトヲ容易ナラシメ、原料等ヲ分與シ、補助料子ノ制度  
等ヲ設ケ其他生産早ヲ又ニ便宜ヲ与ヘルコトナリ。則長政策ニ因テハ  
生産ニ對シテ自由放任ノ態度ヲトラス。之レヲ促進セシムルモノナリ。ハ  
義ノ保護政策中ニ加フルヲ併ヘモ又義ニ對テ保護貿易政策トハ全然之別ニ  
ナルヘカラス。

則長政策ト保護貿易政策ト異ナレ矣ヲ學コレハ

11) 前者ハ國庫ノ負担大ナルモノナレトモ、後者ハ國庫ニ付与ノ負担ナク、  
輸入ノ引当ナラス。輸入税率ニシテ、或ハ高カクナル限リハ相当ノ外國ノ  
輸入アルヘケレハ相当ノ財政収入ヲ生スルモノナリ。

12) 前者ハ國內ノ物価ヲ高メス。從ヒテ消費者ニ不利益ヲ生セサルモノナ  
レトモ、後者ハ外國ノ物価ヲ高メ、消費者ニ不利益ヲ生スモノナリ。

13) 前者ハ適當ノ企業家ヲ選ビ之レヲ行フモノナレハ其ノ效果ハ著シケレ  
トモ後者ハ上述ノ如ク、単ニ國內市場ニ於ケル價格ヲ高クスルコトニヨリ  
テ一收ニ生産販売ヲシテモ利潤アリ。然レモノリシテ企業ヲ起サシム  
ルモノナレハ其ノ效果ハ前者ニ比シテ著シクモナラス。從テ前者ノ保  
護ハ特殊ナルモノナレト後者ノ保護ハ一般ナルモノナリ。但シ後ニ之論  
スルカ如ク其ノ企業ノ種類ニシテ大資本ヲ要シ、特殊ノモノニアラザレ  
ハ之レヲ營ムコト難ハサルモノハ事實上ハ前者ト大差ナシト云フハシ。

14) 前者ハ適當ナル企業家ヲ撰ビ之レヲ行フコトヲ併ヘ其ノ效果著シクモ  
ナレト若シテ政府當局ニシテ情定等ニヨリテ之レヲ撰ビタルトモ、其ノ弊  
害ハ大ナリ。之レニ及ンテ後者ハ一收ノ價格ヲ購買スルコトニヨリテ  
生産者ニ私經濟上ノ利益ヲ与フルモノナレハ其ノ弊害比較的少シ。

已ニ兩者ニ上述ノ如ク、後者ノ差異アル以上ハ全然之レヲ區別セザルヘカ  
ラス。

自由貿易主義ニ對シテ論議セラレ居ルハ則長主義ニ對シテ、保護貿易主  
義ニ對シテ

生

美、日、英、一吾人ハ自由貿易ト保護貿易トノ言論ニツキテ少シク説明ヲ加ヘントス

四二

自由貿易主義ハ英國本派ノ経済学説ノ根柢ヲナスモノニシテ産業革命後ニ於ケル英國経済社会ノ事情ト相俟テ一時期論議ノ両方面ニ亘リテハ

自由貿易ノ根柢ノ重ナルモノヲ挙ケレハ

自由貿易ハ消費者ノ利益ト一致ス

英國ノ経済学者ハ経済問題ヲ解決スルニ当リ常に消費者ノ立場ヨリ之

ニシテ見 英ノ利益ニ合致スルトモハ経済社会ヨリ見テ正シトシ之レヲ採

取ル 英國本派ノ態度ニシテ既ニ此ノ如クナレハ自由貿易ヲ挙ケ保護

貿易ヲ排斥スルハ当然ナリ アダムスミスノ論ニテ云ク、消費ハ経済ノ目的

ニシテ生産ハ其ノ手段ニスス、生産者ノ利益ヲ保護スルハ消費者ノ利

益ヲ害ケルニ範圍ニ於テナシナルヘカラス、消費ハ國ノ内外ヲ向ハス

海嶺ノ良好ニシテ價格ノ低廉ナルモノヲ求ムルヲ以テ利益トス、然レニ

國家ヲ輸入税ニヨリ外國貨物ノ輸入ヲ妨ケ以テ生産者ヲ保護セントスル

山流子派ノ自由貿易觀

ハ少数ノ生産者ノ利益ノタメニ多数ノ消費者ノ利益ヲ害スルモノトスハ

ナルヘカラス、消費者ノ利益ヲ尊重セザルヘカラスコトハ論ヲ貸カテ

レト生産者ノ利益ヲ保護スルハ消費者ノ利益ヲ害スルモノナリトシテ排

斥スルハ正当ナル見解トイフヘカラス、何ントナレハ此ノ論ハ生産者ト

消費者トハ社会上對峙スルモノニアラスンテ社会多數ノモノハ生産者ナ

レト全時ニ消費者トシテ存在セリ、社会多數ノモノハ生産者トシテ全時ニ

消費者トシテ存在セハ依リニ生産者ト消費者カ利害相次スルトスルニ

シテ利益ヲ進ムル程度ト消費者トシテ利益ヲ害スル程度トナレバ此取人

ニ非テレハ輸入税ヲ課シタル結果ヲ知ルコト能ハス、例ヘハ労働者ノ如

クハ余額ニシケレハ物價ノ低廉ナルヲ希望スヘク彼ヲ保護貿易ニハ及

ナラズ、保護貿易政策ノタメニ生産ノ振興ヲ促シ労働ノ需要ヲ増加シ

タランニハ式ノ得增加スル理ナレハ之レヲ排斥スルノ理由ナシ

但シ生産者中ニモ工業家ハ工業品ヨリ去ハハ生産者ノ位置ニ上ツ又

原料又ハ原料商ヨリ去ハハ消費者ナリ 故ニ工業家ヨリ去ハハ原料商ノ位

格ノ低廉ヲ希望スルモノナリ、サレハ此ノ見ヨリ去ハハ生産者ト消費者ト

四三

ハ全然利益ノ相反スルモノニアラス、英國カ保護貿易主義ヲステ、自由貿易ニ傾キタルハ次ニテ消費者ノ利益ヲ重シタルニアラス、工業者ノ利益ヲ重シタルニ結果ナリ、英國ノ工業ハ産業革命ノ結果諸國ヲ凌駕シテハ外國品ノ競争ヲ受ケル虞ヒナク、寧ロソノ生産費ノ低減シテ販路ヲ拡張スルヲ得策トス、生産費ヲ低減スルニ原料・食料等ヲ小國ヨリ輸入スルヲ得策トス、而シテ工業者ノ利益ト消費者ノ利益ト一致シテハ自由貿易ニ傾キタリ、經濟ノ未タ充分ニ進歩セザル國ニ於テハ生産者ノ利益ト消費者ノ利益ト一致セザレハ保護貿易ノ必要ヲ説ク有ラス、但シ保護貿易ハ外國市場ニ本ケル價格ヲ高クスルモノナレハ現在ニ於テハ消費者ノ利益ト相殺レサルハ堪カナレトモ、其ノ價格ノ騰貴ハ必ズシテ永久的ナラス、保護貿易ノタメニ生産ヲ振興シテ生産費ヲ低廉ニスルコトヲ得タランニハ物價ハ又低廉ニナルヘシ、故ニソノ消費者者ヲ苦シムルハ一時制ニシテ永久的ニハ反ロテ消費者ノ利益ト一致スルコトアリ、保護貿易ノ國民經濟上利益アルハ畢竟コノ場合ニ限ラン、之ヲ輸入税ノタメニ物價ヲ高ハルニ生産者ノ振興ヲ見ルコト依ハス物價ヲ低

四四



殊ナラシムルヲ得、之ニ適合ハ保護ノ目的ヲ達セザルモノト云フヘシ

自由貿易ハ國際分業ノ利益ヲ收ムルコトヲ得

自由貿易論者カ輸入税率ニヨリテ國際商ノ經濟交通ヲ妨グルコトハ英國ノ資本并働ラントシテ、利益ヲ多クシテ企業ヨリ取リテ比較的利潤少クシテ企業ニ移ラシムルモノナリトシ、諸國ニ於テハ、國際分業ノ利益ニハアラスト云フ此ノ論モ一見正シカレケレトモ少シク研究スレハ、數多ク欠點ヲ包含スレモノト云ハサルヘカラス

ハ此ノ論ハ保護貿易ハ國際分業ヲ排斥スルモノトシテ、前掲ノ下ニ立ツモノナルカ之レハ誤解ナリ、保護貿易ハ國際分業ト背馳シ居ルモノニアラス、保護貿易ハ英國ノ國際上ノ位置ヲ向上セシムルコトヲ目的トスルモノナリ、其國ノ産業ニシテ大ニ振ハサレハ在取經濟上優越ナル地位ヲ得ルコト欲ハス、從テ諸國ニカフ及ラソノ經濟上ノ地位ヲ高クセントスルナリ、*Capital* ハ世界中ノ輸出入ヲ合算シテ、其ノ取ノ貿易額即チ、*Y*ニ、*X*ノ輸出ヲ合算シタルモノト比較シテ、其ノ

四五

一割以上ヲ占ムルモノヲ一等国トシシテ一割以上ヲ占ムルモノヲ二等国トシ  
 トシ一割以上ヲ占ムルモノヲ三等国トシ其ノ以下ノモノヲ四等国トシ  
 テ以テ其國ノ經濟上ノ位置ヲ定メントセリ其ノ標準ノ適用ハ各々  
 各テ諸國ノ間ニ經濟上優劣アルハ如何ナル國ト云々其ノ位置ヲ定  
 上セントセサルモノナシ其ノ位置ヲ何ニ定ムルハ其ノ海峽  
 ニ産業ヲ發達セシメントスルコトカ保護貿易ノ目的ナリ故ニ保護  
 業ト保護貿易トハ相成レサル觀念ニハアラス然レテ此等ニ保護業  
 ノ利益アル所以ヲ列挙シテ此レニヨリテ直ニ保護貿易ヲ排斥スル  
 理由トナスコト欲ハス尤モ保護貿易ヲ主張スル者ノ中ニ其國ニ利  
 費スルモノハ争ケテ其國ニ生産セサルハカササトトテ主張スルモノ  
 アレト云此ノ論ハ明カニ國家分業ヲ否認スルモノナルヲ以テ國家分業  
 四ニ此論ハ各國ヲシテ現在最モ低廉ニ生産スルコトヲ得ル生産ニ資本并  
 斷ヲ集中シテ他ヲ顧ミサルモノナリ  
 何トナレハ消費者ニ最モ低廉ニ供給スル市場ニシテ其レヲ求メン

四六

トスルカ故ナリ 昔シ其國ノ産業ニシテ最モ合理的ニ行ハシテ之レヲ  
 發達セシムルコト困難ナリトモ現在生産スルモノニ力ヲ集中スルノ  
 カ得策ナレトモ今日國際分業ハ必ズシテ合理ニ行ハレシモノニテ  
 不生産力アリアリ其ノ生産力尙未ダ充分ニ發達セサルモノ少ナカ  
 ス之等ノ國ニシテ現在最モ低廉ニ生産スルコトヲ得ルモノハミナ  
 リテ他ヲ顧ミサルコトハ國際分業ノ其ノ位置ヲ何ニ定ムル所以ニテ  
 ナス諸國ハ力ヲ盡シテ其ノ生産ヲ發達シテ以テ其ノ位置ヲ高メント  
 シテ居ルカ故生産ノ國際的分布ハ常ニ變化シテ去ルモノナリ故ニ現  
 在ノ生産ノミニ力ヲ用ヒテ他ヲ顧ミサルコトハ已ニ生産ノ發達シテ  
 一國カラ云々ハ利益ナランモ未ダ生産ヲ發達セシメントシテ國力ヲ云々ハ  
 不利益ナリ  
 八三 經濟ノ未ダ發達セサル國カ産業ノ發達ニ力ヲ及スハ当然ナリトシテ  
 又國力ハ之ニテ力ヲ及セサルヲ以テ得策ナリトナスヲ得ルモノ否々ハ其ニ  
 自由貿易ト保護貿易ノ故ハ如何ナリ而シテ國際的ノ生産ノ分布ヲ消  
 費者ノ利益ノミニニ放任シテ顧ミサルト云々ハ現在我國ニ於テ諸國ニ比

四七

シテ廉價ニ生産スルコトヲ得サレモノハ速ニ生産スルコトヲ得サレモ  
ナリ。

何トナレハ生産者ハ目前ノ利益ノミヲ見テ其ノ生産力將來有望ナリ  
ト否テア因テ余裕ナシ。故ニ其國ノ生産条件上製造スヘキ望ミアルニ  
於テハ其ノ他國ノ競争ノタメニ製造セザルニ生産アルトモハ國家ハ之レヲ  
奨テテ製造セシムルコトヲ國民經濟上利益ナリトモハサレハナラズ  
ナリ。要スルニ國家分業上ノ利益ニヨリテ自由貿易ヲ主張スルコトハ  
スルベシトモナリ。

(3)

自由貿易ハ資本移動ヲシテ最も有效ニ活用セラルルモノナリ。  
地方的分業ト資本移動トノ關係ニヨリテ上ニ述ヘタル程ヲ在シテ地方  
的分業ヲシテ資本移動ヲ最も有效ニ活用セシムルコトヲ得ルトモハ國際  
的分業ニモ之レヲ活用スルコトヲ得ルニ依リテ可シテ國際的分業ニハ地  
方的分業ノ場合ト異ナリテ生産条件ハ均等ニ同ク其ノ資本移動ヲ欠ク危  
険ナシカ故ニ自由貿易ヲ行フニ最モ得策ナリトナサレテ得ヤルコ  
トナリ。此ノコトヲ最も明瞭ニ主張シタルモノカ故ニ「リカルド」ノ此

輸出生産説トリ。

其説ノ大要ハ國内ニアリテ然ル生産トモ最も生産費ノ少キ地方ニ集マ  
ルモノナリ。埃昔セハ絶対生産費ニヨリテ其ノ生産場所ヲ定メテ無常相  
違スルモノナリ。而シテベ國内經濟上利益ナリトモ國際間ニアリテハ必  
ズ勞働ノ移動自由ナラザルヨリ其ノ生産ノ中比較的生產費少キモノヲ  
採ヒテ之レニ資本ヲ集中シテ利益相通スルニハ恰モ生産費少キモノヲ  
以テ生産費多キモノト交換スルニ等シキモノニシテ、利益アルノミナラ  
ズ之レヲナスニヨリテ國民經濟上何等ノ危険ヲ生ズルコトナシ。故ニ國  
家ヲ輸入税等ニヨリテ此ノ弊ヲ防クコトハ密アリテ益ナシ。前ニ掲ゲタ  
ル例ニヨリテ乙國ハ甲乙二國アリテ甲國ハ生産条件劣リトシテ、後  
々自由貿易ヲ行ヒテ、其ノ國ノ生産ハ益クセヒタルモノニアラス、資  
本移動ハ乙國ニ移動スルモノニアラス、而シテ乙國ノ資本移動ハ比較的  
生産費ノ少キ乙國ノ生産ニ甲國ノ資本移動ハAノ生産ニ集マルヘキ傾向ナ  
ルモノナリ。此ノ傾向ヲ國民經濟ヨリ見テ利益ナルカ故ニ國家ハ保護貿  
易ニヨリテ此ノ傾向ヲ阻害スヘキヲサレモノナリト云フナリ。



五  
入スルニ依テ其ノ貨幣ヲ対価トシテ輸出セサルヲ得ヌ。其ノ結果甲國ノ  
物価下落シ、Aノ價格ハ乙國ノAノ價格ト比シテ低廉トナサレテ得ル  
ルナリ。茲ニ甲國ハ乙國ニ輸出スルヲ得ルヲ故ニ其ノ生産振興シ其ノ國  
ノ資本并倒ハ之レニ集中シ以テ國際的介業ヲ行フヲ得ルヲ故ニ自由貿易  
制度ヲ採用スルニマテアルニ産業カ外國ノ産業ト競争シテ倒ル、モノニア  
ラス

此ノ論ニ依フトモハ生産条件ノ劣レル國ノ産業ハ益ク倒レテ其國ノ資本  
并倒カ外國ニ移倒スルコトトモコトハ之レヲ承認スルコトヲ行ハレトモ  
少クトモ相當ノ程度マテハ其國ノ資本并倒カ外國ニ移倒スルモノナルコト  
ハリカドモ亦之ヲ誤ルモノナリ。リカドハ資本ノ文字ヲ延ケテ貨  
幣・文字ヲ以テスレトモ其ノ意味ハ毫モ異ナラサルナリ。若シ其國ノ資本  
并倒ニシテ或ル程度マテ外國ニ移倒シタル後ニ何モテ或種ノ産業起リ  
以テ國際的介業ヲナスコトヲ得ルモノトモハ其國ノ古來經濟上ノ位置ハ  
失レテ尚モコトヲ得サルノ理ナリ。國民經濟ノ立場ヨリシテ之レヲ満足  
スハモ道理ナシ

依リニ一歩ヲ譲ロテ共許ニシテ展フヘキモノニアラストスルニ其國ニ  
依ケル經濟社会ノ動向ハ之レヲ理現スルコト俟ハサルナリ  
何トナレハ甲國ノBノ生産ニシテ乙國ノ競争ヲ受ケテ倒レサルハ其國ニ  
ル場合ニハBノ生産ニ于テ資本ノ大部分ハ其ノ所ヲナサハムニ至ル  
ハ勿論、其ノ生産ニ促進スル方備者ハ職業ヲ大ニ人ニ困難セテ得  
サルナリ。彼令遠ニハAノ生産振興スルニ昔年、後ニ起ルヘキモ  
ノナレハ其ノ時ニ至ルマテハ大ニ困難ナラシムルヲ得ヌ。Bノ生産ニシテ  
氏經濟上相當重要ナルモノナリトモハ其國ノ經濟社会ノ動向ハ沃シク  
モコトヲ得サルナリ。國家ハAノ生産力久シカラシメ振興スルヘキヲ理  
由トシテ自由ニ放任スルヲ得サルコト明カナリ。國家ヨリ云ヘハ一面乙  
國ヨリノ輸入ハアム程度マテ抑制シ以テBノ産業ノ或ル程度マテ緩和ス  
ルト同時ニAノ産業ヲシテナルヘク進歩スルニ途ヲ斷シテ以テ經濟  
社会ノ動向ヨリ生ヘル適當ヲ緩和マサルヘカラス。現古ニハ其ノ場合  
ニ國家力一貫シテ自由貿易ヲ守リ居ルコトヲ得サルハ明カナリ  
要スルニリカドノ比較生産費規ハ自由貿易論者ノ論點トシテ非ニ可

若シテハ、所ナレトモ之レニヨリテ如何ナル場合ニテモ自由貿易カ正シ  
ヘテノナリトモコトヲ辨サレドモ、如シ

(4)

自由貿易ハ競争ヲ激烈ナラシメテ以テ生産ノ技術並ニ経済ノ改良ヲ促スモノナリ  
競争ハ進歩ノ根元ナリ、国内ニ於テ自由競争行ハルハ、カヤメニ其ノ国内ノ  
企業家ハ生産技術及ヒ、経営方法ヲ改良シテ以テ其ノ競争ニテ勝テントス  
ルモノナリ、モシコトニ正シクモ、ナリトモハ自由貿易ニヨ  
リ、国家的ニ自由競争ヲ新シタル生産技術経営方法ノ改良ヲ促スコトヲ得ル道理ナリ、然レ  
国家ノ保護貿易ヲトリテ、外國ヨリノ競争ヲ拒絶シタルハ、生産技術並ニ改良ヲ促スコト願  
クナリ、自由競争カ進歩ノ根元ナリトモコトハ、争フヘカラス  
サレトモ競争カ利益下リテ、皆ク又場合競争スル者ノ、ナリトモ、シカモ自  
由ニ競争スルコトヲ、得ル場合ナリ、競争スル者カ力ニ大ナル差異アリト  
スハ、競争ノ利益ヲ受ケルコトヲ得ル、外國貿易ノ場合ニテアリテ又、国内ノ  
経済力ノ進歩ニトモ、自由貿易ニヨリテ三ニ競争スレハ、生産技術  
並ヒニ経営方法ノ改良ヲ促スコトヲ得レトモ、外國ノ経済ヲ基シク是レ  
トモ、ハ経済力ノ劣レル國ハ勝レルモノハ、タメニ正シクモ、自由貿易ヲ

促進セシムルコトヲ得ナリ、斯ル場合ニ於テハ、率口或ル程度マデノ  
保護ヲナストモ、又コトヲ利敵ヲ受ケテソノ産業ヲ振興スルコトヲ得ル  
ナリ、但シ其ノ保護ノ程度甚マンストモ、於テハ外國ヨリノ競争ヲ得ケ  
ルニ於テ、外國生産者ニシテ企業ノ聯合又ハ合同ヲ依リテ、国内市場ヲ占  
ムルニ至ル傾向者カ、ナルヲ得ナリ、又、国内市場ヲ占ムルハ、全  
ク競争ノ利益ヲ受ケサルナリ、故ニ又コトヲ生産技術並ニ経済ノ改良ヲ望ム  
ニ至ル弊ナリ、殊ニ、外國市場ニシテ比較的優越ナルモノハ、其ノ利  
益ヲ見ルコト容易ニ得ナリ、之ヲ再帰國ニ於テ企業ノ合同成立ス  
ルニ至ル生産人ルモノ、輸入税ヲ廃止シテ、外國ヨリノ輸入ヲ避ヘテ其ノ  
ヲ正正ナルヘカラスト論スル者ナリ、

保護貿易ハ企業ノ聯合又ハ合同ヲ起シ、屬シトモ止マリテ保護貿易  
ノ下ニ於テハ、必ズ又、種ノ独占起ルモノナリトモ、得ル、何トナレハ  
企業ノ利益等ニヨリテハ、空想ニ企業ノ聯合又ハ合同ヲ起スコトヲ得ナ  
ルナリ、現ニ此米穀國ニ於テモ、企業各々ハ生産ノ一部分ノミニ限定  
セラルハナリ、又自由貿易ノ下ニ於テモ、企業ノ合同起ラサトモ、ニ



限ラス、英國等ニ爲テ又企業ノ合カ相當ニ也ト見テ、其ノ並ニ  
ルコトヲ得ス、外國ヨリノ競争劇烈ナルカ故ニ依前ノ如ク小企業ニハ  
之レニ對テ輸入ルコト困難ナレハ基礎ノ強固ナル合同ニ對シテ外國ノ  
争ニ對テセントスルナリ、要スルニ保護貿易場ハ企業ノ聯合又ハ合同ヲ起  
ス傾倒アルカ故ニソノ程度ハ適度ヲラサシムル得人、自由貿易論者ハ其  
ニ工業等ヲ保護セントセハ原料ハナルヘク自由ニ輸入セザルヘカ  
、若シ原料等ニ對シテ保護税等ヲ付テタルハ其ノ原料ノ生産者ハ  
之レヲタメニ利益ヲ受クハモ、其ノ原料ヲ用ヰル工業者ハ大ニ困  
ルヲ得ヤルナリ、从テカクノ如ク聯合ニシテハ先ニ課シタル原料ノ輸入  
税ヲ返戻シテコレカ負担ヲ軽減セザル得人、所謂戻税ノ制度之レト  
リ、戻税税ヲ徵クン必要アリトシタトハ其ノ如ク輸入税ノ課税ハ若干  
以テ途カニ簡便ナリト云ハサルヘカラス、サレド戻税ノ制度ハ若干  
困難ヲ伴フコトハ其ノ如クサレト云之レアルカメニ原料等ノ輸入  
輸入ニシテナルヘカラスト云フヘカラス、我國ニハ原料ノ生産者ル  
アル以上ハ、然リ工業品ノミヲ保護シテ、原料ノ生産ヲ保護スヘカ

上六

スト云フコトヲ主張スルコトハ勿論、之カタメニ全然自由貿易  
ナラサルヘカラスト云フ主張ヲトスコトハ不可取ナリ  
以上述ハタル自由貿易ノ論ヨリ考フルニハ自由貿易ハ商業政策トシテ  
ハ理想ナリ、一面ノ経済発達ニテ外國ヨリノ競争ヲ受テテ又其國ノ経済  
社会ニ新機ノ未ダス履ヒテマ、ミナラス寧ろ其ノ生産物ノ販路ヲ擴張  
スルヲ利益トスニ至ルニ自由貿易制度ヲ採用スルヲ以テ政策ナリト云ハ  
ルナリ、英國ノ産業革命以來諸國ヲ凌駕スルニ至リシヲ以テ  
飛躍ノ保護貿易ヲ捨テ、自由貿易ニ移リタル申請ヲ見テ又之レヲ知ハシ  
サレト英國ノ経済ニシテ尚ホ未ダソノ國ノ生産条件ノ新ニ程度マテ発達セザ  
リントスハ自由貿易ニシテハソノ國ノ生産条件ハ勝レルニ非ハラス、  
其國ノ経済上優劣ナル地位ヲ得ルコト未ダス、保護貿易ハ如何ナル等ノ  
弊害アルニカ、ハカス之レヲ以テ産業ノ振興ヲ計ラサルヘカラス、之ト同  
等ニ英國ノ重要産業ニシテ外國ノ競争ヲ受ケテ又之ニシテハカラス、  
ニハ其國ノ経済ニ大ホス、昔少ナカサシムルカ故ニ其ノ新機ノ程度ヲ緩和スル  
タメニ一時産業ノ保護ヲ必要トスルト云フコトヲ得ヘシ

五七

保護貿易ヲ主張スルモノハ自由貿易ヲ主張スル者トハ異ナリ保護ノ目的  
範圍並ニ程度ヲ定ムセシメ、殊ニ實際問題トシテ或ル種穀ノ産業ニシテ  
保護スルハ必要ナルヲ論スルニ与リテハ人ニシテ税ヲ異ニス

歐洲諸國ニ於テ保護貿易ヲ主張スルモノヲ生シタルハ交通成兩平運シテ  
運賃率カ大ニ減少シタルタメナリ、交通成兩未ク平運シ人運賃比成何異  
カリシ内ハ假令諸國ノ生産条件ニ差異アリ、假令生産費等ニ差異アリトシ  
テ又重要甚ク輕クシテ價格ノ大ナルモノニイテサレハ原則トシテ國内  
競争ヲ見サリ、假令生産条件ノ劣レシ國ニ於テモ保護貿易ヲ行フノ必要  
ナカリシモ、交通成兩平運シ運賃大ニ減少スルニ至ルマ運賃率トモノハ  
外國品ノ競争ヲ抑制スル力ヲ有セサルナリ、其ノ結果、内國生産者ヲシテ  
其ノ生産ヲ維持シ且ツ之レヲ擴張スルカタメニハ國家力保護貿易政策ニヨ  
リテ之レヲ援クル必要ヲ生シタルナリ、殊ニ歐大陸諸國ノ如ク文明ノ程度  
相異シ生産技術等ノ差異甚ク少ク同ノ國ニ於テハ諸國ノ産業ノ圧迫ヲナケ  
シムルカタメニハ賦税ヲ以テ生産者ヲ保護スル必要更ニ大ナラサルナリ  
ナリ、歐洲諸國民ノ商ニ於テ、國税問題ヲ思ハシムルハ、コレカ

ヤマト

而シテ經濟發達スルニ從テ假令農産物ヲ輸出シ工業品ヲ輸入シタリシ  
農産品ノ漸次工業品トナリテ工業品ヲ輸出シ農産物ヲ輸入セシムルヘカ  
シカニシテナルニ取即トシテ工業品保護スルニ必要ナリミナラズ人口ヲ養ヒ  
工業ヲ盛シニスルニ必要上農産物ヲ大ニ輸入セケルヘカヲナル故自給農業  
ハ打撃ヲ蒙リ農村ハ衰退セサルヲ得ス、故ニ茲テ農業保護論生ス

農業ノ保護ハ國民ノ生活ニ必要ニシテ工業原料ノ價格ヲ高クシテ國民ノ  
生活ヲ害シ工業ノ發達ヲ阻スル民レアルカ故ニ農業保護ニシテハ學者ノ所  
ニ於テ論アリ、英國ニ於テモ上ニ述フルカ如ク農業國ノ境ヲ限シテ工業國  
ニシテトスルニ此ノ論起リタルナリ、其ノ結果英國ニ於テハ一七九一年  
ニ獎勵税率 (Shielding scale) ヲ定メテ農業工業ノ間ニアル利害ノ衝  
突ヲサシメントセリ、コノ獎勵税率ト云フコトハ農業者ヲシテ相當ノ利潤ヲ  
得ルニシムルヘカトテ標準トシテ輸出價格ヲ一定シ置キテ穀物ノ價格ヲシテ  
常ニコレニ對シテ輸入品ノ價格ヲ一定シ置キテ内國市場ニ於ケル穀物  
ノ價格ニシテ之レヨリ高クナリタルトモニハ賦税ヲ率ニシテ外國ヨリノ

競争の自由ナラシムルに全商の国内市場の価格をシテ其の標準価格ニ  
カリントトモニハ其の價格ト標準價格ノ差異ヲ調整トシテ課シテ以テ国内  
市場の価格ヲシテ標準価格ニ近ヨラシムルにシテ其の制度ハ一  
見張ワ巧妙ナレトモ今日ノ商業取引ニハ概行ハルカ故ニ其の目的ヲ達  
スルコトヲ難サリ又、既ニ賦税ニヨリテ適当ニ農工業者ノ利益ヲ補助スル  
コトヲ計ストセハ工業国ニ於テハ農業ノ利益ヲ減殺ニシテ工業ヲ振興セ  
シメントスル勢大トナル故ニ農業ヲ保護セントスルモノ少ナカラス 其ノ論旨ハ以  
テ理由トシテ以テ農業ヲ保護セントスルモノ少ナカラス 其ノ論旨ハ以  
テ一トテサレト又餘利シテ之レヲ国民経済成立論又ハ自給自足論ト称  
ス 保護貿易論ニアリテハ保護ノ範圍最モ大ク主トシテ工業国ニ於テ行ハ  
ル、論ナリ。

国民経済成立論中最も巧妙ナリト称セラル、ハ国民経済ハ自給自足ヲ消  
費スルモノハ等ケテ之レヲ生産スルヲ理想トスルモノナリ 現今農業国工  
業国ト殊ニテ経済ノ進歩シ居ル国ハ進歩セザル国ニ工業国ヲ供給シ 食糧  
及ヒ原料ヲ輸入スルトモ此ノ現象ハ永續的ノモノニアラス、農業国ニシテ

漸次国内ニ工業ヲ起シテ工業品ヲ輸入セザレニ至ルト同様に人口増加ト稱  
候テ農産物ヲ輸出セズ 自由ニ於テ之レヲ消費スルニ至ラハ工業国ハ一面ニ  
ハ工業品ノ販路ヲ失フト凶時ニ一面ニハ食糧面ノ供給地ヲ失フハナリ  
故ニ工業国ハ遂ニ凶難ニヤルヲ得ス、工業国ハ進シテ工業品ノ販路ヲ失  
張スルヨリ又寧ろ国内市場ヲ守ルコトヲ努メテ農業ヲ振興シ其ノ国ノ人口  
ヲ養フ途ヲ謀セザルハカラスト云フナリ

カノ *W. Agner* / 農業工業論ノ如クハソノ論ノ最モ詳細ナルモノ  
ナリ

わぐナールハ昔チ依乙ノ人口ノ増加ニ疑ヒテ人口増加ニシテ弊ヲ  
致ムルコトナリ、経済政策ニシテ依然トシテ工業ノ振興ニ重ク置クハ  
依乙ノ経済ハスレカラ入シテ凶難ニ有ラザルヲ得スルト痛諭セリ  
此論ハ甚ク巧妙ナレトモ概論タルヲ失ハス、コノ論ハ前段ニ於テハ農  
業国ニシテ工業ヲ起シタルトモハ工業国ハ工業品ノ販路ヲ失フハナリト  
リト説ク、依リニ此ノコトニ誤リナントシテ又農業国ハ工業ヲ振興シテ工  
業品ヲ輸出セザルニ至ルコトハ一辨一タノコトニアラス、工業ノ發達

大ハ

ニハ資本労働ノ供命ガ洞沢ナラザルヘキヲ求ルハ勿論。生産及何進歩。夫  
 頭城ノ究極等ト相俟クナルヘキヲ求ル。コノコトハ掛当ノ年月ヲ要ス。  
 今日農業國中經濟進歩シテ工業國ノ境ニ入ルモノニアリテモアラエ  
 農業國カソノ境ニ進ムモノニハアラス。且ツ今日若シト世界經濟ト大抵ナ  
 又國ニシテ漸次農業進歩スルカタムニ工業國ト貿易ヲナスニ至ルモノアリ  
 得。即チ工業國カ工業品ヲ輸出セサルニ至ルコトハ尚木邊遠ナルコトハ、夫  
 ハトルヘキラス。今日ノ工業國ハ其ノ發明カトナルニ至リ初メテ之ニ如ス  
 ル途ヲ指シテ進歩ヘキトシ、今日ヨリ大ナル犧牲ヲ拂ヒテ内國市場ヲ守ルコ  
 トハ何策ニアラスト信ス。  
 此ノコトハ農業國ニシテ工業ヲ振興シタルトモニハ工業國ヨリノ工業品  
 輸入ハ減少スヘキモノナルコトヲ承認スルモノナリ。サレトモコノコトハ  
 欲ナリ。何トナレハ若シコノ事ニシテ蒙リナレトモ外國貿易ハ故ク農  
 業國ト工業國トノ間ニ行ハル、ノミニシテ工業國相互間及ハ農業國相互間  
 ニハ存在セザル理ナリ。  
 在也何ナレ國ニカチモ。其國ノ工業振興シテ来ラハ、工業品ノ輸入ハ減退ス

ヘキ道理ナリ。然レトモ諸國ノ貿易ヲ研究スルニシテ否定セルヲ見ル蓋  
 シ一國ノ工業發達シ来ラハ其國ノ消費力モ亦發達スルガ故ニ工業品ノ輸  
 入増加コトスレバ亦シテ減少スルモノニアラス。  
 勿論農業國ニシテ或レ種炎ノ工業ヲ振興シタルトモニハ工業國ハ之レ

全種美ノ工業品ヲ農業國ニ輸入スレバ得ナルニ至ルマデ知レテレトモ  
 同ノ工業品輸出ノ全体ニハ次シテ惡影響ヲ及ボスモノニアラス。由之  
 之。農業國ノ經濟發達スレハ工業國ノ工業品輸出ハ在ルニテフコトハハ  
 解ナリ。

此ノ論ノオニ後ハ農業國ノ經濟ニシテ進歩スルトモニハ工業國ハ何進歩  
 ノ供給地ヲ失フコトヲ説ク。仮リニ一歩ヲ譲リテコノコトニシテ譲リ  
 トシテモ、之又甚ダ速ク并来ノコトニシテ今日ヨリ經濟政策ヲ変更シテ農  
 産物ノ輸入ヲ杜絶スルノ理由ナシ。現今農産物ヲ輸出スル國ニシテ前者ノ  
 イテ如ク之レヲ輸出セザルコトアリトスルニ、コノコトハ同時ニ起ルヘキ  
 現象ニアラス。漸次ニ起ルヘキ事ナリ。之早ノ國ニシテ農産物ヲ輸出  
 スルコト能ハサルニアトスルニ在界ニ於ケル未詳也。西覆多ク之レヲ刊

用スルニ至ルコト下ルハ勿論今日交通ノ便ヲタテテ世界市場ニ生産物ヲ出  
スルハ下ルモノヲケレハ交通機関ノ発達ト共ニ世界市場ニ生産物ヲ出スニ  
至ラン

六四

故ニ工業国ハ農産物ヲ輸出スルコトニ困難ヲ感セテハシ、若シ世界  
人口大ニ増加シテ各國トモソノ人口ヲ養フタメニ農産物ヲ輸出スル公  
認ナクニ至ルハ各國共ニ八口ヲ養フタメニ公認ヲ定テハカキテハ民ニ  
シテ農産物ノ輸出入ノ如ク困難トスルニ足ラス

然レトモ此ノ事ハ遠方ニ出現スルマカスト信ス、シカドノミナラ  
ズ現今工業国ト称スルモノハ初メヨリ工業国ニハアラズ、若クハソノ農産  
物ヲ消費シテ出ホケリアリタレハ之レヲ輸出シ居タル国ナリ、然ルニ人口  
ノ増加ニ伴フテタトニ集約的ニ農業ヲ営ミテモ尚之レヲ養フコト餘ハナ  
シ至リシカハ之等ノ国ハ一面ニハ租民又ハ移民ニヨリテ人口ノ増加ヲ緩和  
スルト同時ニ工業ヲ振興シテソノ生産物ヲ輸出セザルヘケラザル境遇ニ立  
テムナリ、農業国変シテ工業国トナルハ畢竟此ノ経済ニ出ホルモノナリ  
若シ其ノ国ニシテ内国市場ヲ守リテ農産物ノ輸入ヲ杜絶スルニ至ラハ俄令農

民地ヲ幾ケテ之レニ移シシメントセハ外國ト衝突スルノ覚悟ナカルヘケラ  
ズ此ノ事ハ又シテ國民経済ヨリ見テ賞スルハコトニアラズ

且ツ経済法則ハ農業国ニシテ都立スルハ工業国トナルハマモノナルニ  
ハラス、後ニテ工業国ニ用ヒシモノ資本財貨ヲ得シテ再々農業ニ用ヒンハ  
ルハ農産物ノ価格ヲ騰貴センメ、工業家ヲ如ク農産物ヲ消費スルモノ  
イニ苦シクヤルヲ得ス、亦ニ労働者ノ如クハ其ノ生産物ノ中至要ナル部  
ヲ占ムルモノ、食料ノ費用ナレハ其ノ如クノ騰貴ハ出所ヲシテ困難ナラン  
ムルコトニナルナリ、而テコレカヤメニアラズ工業農業家ヲ利益スルコト  
フト決シテ然ラズ、農業家ノ一部ナリ、其ノ生産シタルモノヲ市場ニ売  
クヲ得ルモノ、ミ利益ヲ得ルニ止リ、其取次ニテ多クナク、而テソノ利益ヲ  
受クルモノハ地主タリ、小作人タルモノニ止リ、耕米地主タリ小作人  
タルモノハソノ利益ニ浴スルヲ得ス、地租並ニ小作料又騰貴スレハナリ、  
要之飯食ノ價格騰貴ハ社会多数ノ者ニ利益ヲ与ヘ小農ノモノニ利益ヲ与フ

六五

ルノナリ、此等ノ感在リ以テ農業物ノ輸入ヲ杜絶セントスルハ任メテ宜  
大ナル運出ナリトハナクス

農業保護ノ論ヲ全済以外ノモノニ求ムル者拙カラレトス、之レヲ尤  
モスルニハ経済政策ノ所定ノ範圍内ニ属スルヲ以テ姑ク特々、経済上ノ  
利益トシテ存セラルルハ、農村維持ノ必要ト工業原料自給ノ必要ト、尤後ノ  
以テ、農村維持ノ必要ヲ論スル者、論如クモ種々アレトモ工業界ニ於テ  
最も巧カラリト称セラルルハ、工業ヲ維持促進スル上ニ於テ農村ヲ維持スル  
必要アリト云フ論ナリ、工業界ニ於テ工業ヲ輕視スルト云フカ、如ク論ハ承  
認セラル、道理ナケレハナリ、而シテ其ノ論ハ工業ヲ維持促進スルニハ相  
當ノ資本ナリ、貨幣力トフ必要トス、然レモ現代ノ都会ノ生活ハ人口ヲ減少  
スル傾向アリ、若シ農村ヨリ其ノ人口ヲ補填スルニテラテ限リハ都会ノ  
人口ハ又シテ減少シテ減セスルニ至ルモ又知レス、貨幣力ニシテ大ニ減  
退ストニ至ルニハ工業ハ到底之レヲ維持促進スルコト能ハス、故ニ農村ノ  
維持ハ工業界ニ於テ工業ヲ維持促進セシムルタメニハ必要ナリト云フナリ  
此ノ論ハ農村巧カニシテ工業ヲ促進ニ障害ナラズ、ハル農村維持策ノ論也

トシテハ最も宜スルモノナランニ穀物同種ノ如ク工業ヲ促進ニハ障害トナ  
ルハマ、政策ノ手段論トナスコトヲ併ルマ、否クハ疑ハシ、何トナレハ工業ノ  
維持促進ヲ目的ニシテ、農村維持ハソノ方法ニスヤナル以上、農村ヲ維持ス  
ルカタメニ工業ヲ促進テ皆スルカ、如ク手段ヲ採ルハ無意味ナリト云ハサル  
ヘシヲマシハナリ、故ニ工業界ニ於テ農村ヲ維持スルヲタメニ穀物同種ヲ  
輸入カ、如クハ米ニテ策ノ得タルモノト云フヘカラス、(神戸博士穀物同種  
論)

工業原料自給ノ必要トイフモノモ、本工業界ニ於テ農業保護論者ニアリテ  
論ヘラレタリ、其ノ論者ハ農業ヲ振興スルコトハ、或ノ國ノ自然ヲ利用スル  
コトニシテ、其國ノ原料ヲ以テ工業ヲ維持スルコトヲ併ハ、其國ノ工業ノ基礎  
ヲ鞏固トシシムルヲ併シ、モン外國ノ原料ニヨリ工業ヲ営マサルヘカクナル  
或ハ原料ノ生産面ニシテ、自給ニ困難ニ何限ヲ加フルトモ、或國ノ工業ニ礙  
障ナラスヘシ、故リ、コノ事ニシテ、其ノ生産面ノ商人ノ或國ノ利益ヲ  
一索ニテ原料ノ自給ヲシテ工業ヲ維持スルコトハ、或國ノ工業界ニ於テ、  
原料ノ原料ノヨリテ工業ヲ維持スルト云フコトハ、或國トシテハ、是れ也

入八  
ハナラザルモ、速クニ、理想ヲ実現スルコトヲ得ルニ至ルニ至ラザル  
ルヲ得ザルナリ、何トナレバ、全ク自然ノ生産要素ヲ利用スルコトヲ得、  
其利用ニ之レヲナスコトヲ得ルコトナリ、経済ニ至ルコトヲ得ルコトナリ、  
経済ニ利用スルコトヲ得ルコトハ、畢竟ソノ生産費少クシテ之レヲ利用スル  
ルハ、外國ノ原料ヲ用ルルヨリハ、經濟上、利益有利ナリト云フコトナリ  
其利ノ自益ノ生産要素ニシテ、經濟的ニ利用シ得ルモノナラハ之レヲ利用ス  
ルハ、モノナトコトハ之ヲ追ヒテ、依テ現在ニ至ラハ、經濟的ニ之レヲ利用  
スルコトヲ得ルコトナリ、若クハ、強ク是ヲ思フコトニ至ラハ、然レテ之レヲ經濟的ニ利  
用スルコトヲ得ル場合ニハ、之レヲ利用スルノ途ヲ探スルコトヲ得ルコトナリ、  
今、政府ハ之レヲ利用スルコトヲ得ルコトニシテ、經濟的ニ至ラズコトヲ得ル場合  
合ニハ、外國ノ原料ニヨリテ工業ヲ起サントスルハ、工業ノ生産費大ニ増加  
シ、未ダテ、外國市場ニ至ラハ、或ハ其ノ販路ヲ維持スルコトヲ得ルコトナリ、  
海外市場ニ其ノ販路ヲ改良スルコトヲ得ルコトナリ、之レハ、次ニシテ、其國ノ工  
業ヲ促進スル所以ナラザルハ、勿論其ノ國ノ利益ナリトハ思ハレス。  
以上述ヘタル所ニ至テ、之レヲ究ルモ、工業國ニ至ラハ、現存ノ理々ナル理由、

ニヨリテ、國民經濟ノ孤立ヲ唱フルモノアリトモ、取ルニ足ラザルモノナリト  
思惟スル

經濟ノ未ダ促進セザル國ニ至テハ、産業ノ保護ヲ論スル者ハ、或ヒテ、國民經  
濟ノ孤立ニ論じ、其ノ必要ナシ、經濟未ダ促進セザル國ニ至テハ、保護  
トシテ、農業ハ、比較的促進シ居リテ、其國ノ人口ヲ養フコトヲ得ルモノナリ、  
是ソノ工業ハ、經濟上ニ至テ、技術上ニ至テ、尚不幼稚ニシテ、先進國ト競争スルコト  
ヲ得ス、依テ、其國ハ、外國ノ工業品ヲ輸入シテ、需要ヲ減ズメサルハ、カチナル  
状態ニアリ、然レ、依テ、現在ノ状態ニ至ラハ、外國ト競争スルコトヲ得サルニ  
至レヨ、其ノ工業ヲ促進セシムルモ、生産条件ハ、必ズ之レヲ欠クトハ限ラ  
ス、是ニ至テ、幼稚産業保護論起レナリ。

幼稚産業保護論ハ、工業ノ保護ヲ手段トスレトモ、必ズ之ニ工業保護ニノミ  
限ラセザル、モノナラズ、其國ノ生産条件備ハレニ均ハラス、其ノ産業  
未ダ幼稚ニシテ、外國ト競争スルコトヲ得ル場合ニハ、外國ヨリ輸入スルモノニ  
對シテ、関稅ヲ課シテ、以テ、其國ノ幼稚産業ノ生産ヲ保護促進セシメサルハ、カチ  
ス、ト云フナリ、幼稚産業保護論ヲ唱ヘタルモノハ、彼ノリナリ、其説ノ大  
スル

其の経済政策ハ国民経済ノ発達ヲ統制スルハ在る所ナリ

温帯ニ國ヲナスモノハ國民ノ努力ト經濟政策ヨリシテ何ハ所去來ニ其時代マテ進歩シテ完全ナル經濟ノ発達ヲ遂クルコトヲ得ル道理ナリ 之等ノ國ニ於テハ農業時代マテハ自由貿易ヲ以テ進歩トスルニ農工業時代ニ入りテハ幼稚ナル工業ヲ保護セラルヘカラス 更ニ一歩ヲ進メテ農工業時代ニ時代ニ入りテハ既ニ産業ヲ保護スルニ必要ナシ 是ヲ再々自由貿易ニ返ラシレハカラス 之レノ实例ニ徴スルニ英國ノ經濟ハ已ニ農工商業時代ニ入りタルモノナレハ保護貿易ヲステ、自由貿易ニ依ルヲ以テ進歩トスレトモ然ラズ北米合衆國ノ如クハ農工業時代ニ在ルモノナレハ保護貿易ニ依ラサルヘカラスナリ

國稅ヲ以テ幼稚産業ヲ保護スルコトハ幼稚ヲ騰貴セシムルノミナラス其國ノ發達ニ有利ナレバ現在有利ナル企業ヨリ有利ナラザルモノニ移ランムルモノナレハ經濟社會現在ノ利益ヨリスヘハ 是レハ下ニハナラス 又國民經濟水火ノ利益ノタメニ之レヲ忍ハテトヘテラス 従テ保護ノ範圍ハナリハク之レヲ限定シテ工業ニシテ將來大ニニ発達スル望アルモノニ限ラシルハカラス 農業ノ如クハ其ノ発達ハ自然ノ生産条件ニヨルモノナレハ之レヲ保護スヘキモノニアラス、而シテ保護政策ノ結果幼稚ナル農業ヲ発達セシムルコトヲヨリ速カニ保護ヲ撤去セシムルヘカラス 之レ保護貿易ハ日約ニテラスンテテテナルヲタメナリ

リトシテ保護貿易論ハ依リ工業ニ直ク農業ニ直ク大異ナルコトハ多ク、吾等ノ論スル所ニシテ之レヲ改正セサルヘカラス、所ノモノナレトモ、又外ノ兵ニ於テハ大体ニ於テ之ヲ承認セサルヘカラス、モノナリ、従テ自由貿易論者ニ理論上之ヲ承認スルモノ甚ク多ク

又天候問題トシテ幼稚ナル産業ノ中將來発達スル望ミアルモノト否トヲ区別スルコト困難ナルコト既ニ保護ノ討論ヲ進シタル時ニ直クニ保護ヲ撤去スルコトノ可能ナルモノ否ニ付テテ疑ヒヲ拭キテ之レニ反對スルモノ、少ナカラス、或ル産業カ将来発達スル望ミアリトモ否ヤヲ判断スルコトノ困難ナルコトハ明白ナルコトニシテ之レヲ裁酌シテ判断シ得ルモノナリ、自由貿易場ノ向後ハ起ラザル道理ナリ、其ノ問題ハ古來經濟政策ノ中ハ問題トシテ議論セラル、所以ハ畢竟農業ノ中ニ於テ発達スル望ミアリトモ否ヤヲ明確ニ



此河人ノコト誤ハヤレコトニ基クモノナリト云スルモ不可ナシ  
 現今ハ古ノ誤リ経済統計等ナクハ一併運シ来リシガ故ニ或ル産業コトモ  
 非運スルヨリマアヨマ番マヲ判断スルニ大体ニ於テハ誤リナキコトヲ判ルル  
 故ニ当局者ニシテ細心ト注意ト公平ナル見解トヲ以テカサルトモハ保護スル  
 必要ヲ免ルコトニ於テ莫クコトナシ 道理ナリ 故ニ保護スルハモ産業  
 保護人ノ困難ナルコトヲ理由トシテ絶対ニ勿難ナル産業ヲ保護スルハ  
 スト断スルヲ得サルヘシ、又實際問題トシテ保護ノ目的ヲ達シタル場合ニ  
 保護ヲ撤廃スルノ困難ナルコトハ畢竟情状ニ據ルハ、ノ政ス所ニシテ公平  
 ナル見識ト撤廃ノ方法ヲ設ケサルトモハ国民経済ノ非運ヲ嘗スル虞レナシ  
 故ニ其ノ因ノ経済未タ非運セサル場合ニ於テ非運ヲ連スルハモ産業ヲ保  
 テ適當ナル程度ニ於テ之レヲ保護スルコトハ決して不合理ノコトナリトハ  
 云フ可カラズ  
 勿難ナル産業ヲ保護スルニ當リテ其國ハ生産品ト外國カヲ輸入スルモノ  
 トノ内国市場ニ於ケル價格ヲ比較シテ其ノ差額ヲ保護千税トシテ課スルハ  
 コトヲ主張スルモノアリ

其ノ論ハ普通幼稚産業保護論ノ進歩シタルモノナリト云フルモ、セノ  
 シテ幼稚産業保護論ニ可ク有望ナル産業ハ之レヲ判別スルコト困難ナル  
 故ニ其生産品ノ價格ノ外國ニ比較シテ不廉ナルモノハ悉ク幼稚ナル産業  
 ナリトシ其ノ差額ヲ保護税トシテ課シタル代價ニ以テ内国市場ニ於テハ外國  
 品ト公平ノ價格トナシコトヲ得ルニシテ、ナラズ之ニヨリテ内国法生産者  
 外國ノ競争ノタメニ其ノ弊ヲ免フコトヲ得ルハ、故ニ保護ヲ得ルニシテ  
 國ノ生産者ニシテ生産政府ヲ改良スルトモハ外國品ヲ内国市場ヨリ  
 入ルコトヲ得ヘント云フ也、之レヲ在ニ國民労働保護論ト云フ  
 コノ論ハ初メニ外國ノ経済学者ニヨリテ採セラルル所ナレトモ、  
 マークウヰリストノ説ニ從テ保護政策ヲ行フニ當リテ保護ノ範圍ト程度ト  
 ヲ内外品ノ價格ノ差ニヨリテ定メタルガ故ニ有名トナレリ、コノ論ハ一見  
 幼稚産業保護論ノ一義派ノ如クモナレトモ、其ノ実大ニ異ナルモノ  
 ニシテ、若シ幼稚産業保護論ニシテ採ルハモモノトセハコノ論ハ非運セザ  
 ルハカラズ

何トナレハ此ノ論ハ保護標準ヲ外國トノ価格ノ差ニ求ムルモノナレハ  
價格ヲ測定スル上ニ困難ナキニハアラサレトモ價格ニシテ之レヲ測定スル  
コトヲ得ハ保護ノ範圍ヲ定ムルコト容易ナリ

サレトモ我國ノ生産品ノ價格ノ外國品ニ比シテ不廉ナル原因ニ至リテ之ヲ  
研究シテ保護スヘキ否マヲ定ムルモノニアラサルカ故ニ將來考慮スル邊  
トナリマ 否マヲ見スンテ之ヲ保護スルコトナリテ保護ノ範圍ハ本カ  
ルヲ得ス 其ノ保護ノ結果ハ遂ニ我國ノ産業ハ現状維持トナラン 我國ノ  
産業ノ発達ニシテ合理的ナラサル限リハ之レヲ維持シテ之ヲ現存生産  
ニ從事スル者ナシテ平衡ヲ失ハシメタル結果アルニ止リ 我國經濟ヲシテ大  
ニ発達シテ世界經濟市場ニ必ラ活躍セシムルコトヲ得サル邊ナリ 勿  
ルニ産業ヲ保護シテ同業分業ニ優待スル地位ヲ占メントスルトハ大ニ要  
トスハサル ハカラス、シカノミナラス 我國産業中ニ至業ニ劣レルモノニハ  
保護厚ク其ノ優良ナルモノニ從テ保護益々多クナルカ故ニ 我國産業ノ中  
最モ発達セルモノハ、コノ政策ノ結果反ソテ不利ナル地位ニ立タサルヘキ  
ナリ 結果トナル、保護ノ方針ハ国内市場ヲキルニ專ラシメテ國際市場ニ

於テ優待ナル地位ヲ占ムルコトヲ期スルモノナラザルカ故ナリ

幼稚産業ノ保護ハ外國ノ競争ノタメニ発達シ得ザルモノヲ保護セントス  
ルモノナレトモ此ノ生産ノ見地ヲ尚シテ 社会政策ノ見地ヨリシテ保護貿易  
ヲ主張スルモノ少カラス 之レヲ總括シテ世上之レヲ社会保護説トス

自由貿易制度ヲ採用スルトモハ外國ノ競争ノタメニ其ノ國ノ生産ハ困難  
ナリ 其ノ結果ハ消費者ノ貧乏ヲ低クシテ 消費者ヲ要クストカ故ニ保護  
政策ニヨリテ之レヲ防カンコトヲ期スルナリ 社会保護説ノ論點ニ對シテハ  
ニヨリテ一様ナラザルモ 其ノ中幾ク何カニシテ多數ノ者ノ賛成スルモノハ  
其國ノ重要産業カ外國ノ競争ノタメニセザルハカラス 場合ニ依テ外國  
品ノ保護ヲ強シテ以テ外國ノ競争ヲ抑ヘ其ノ被害ヲ緩和セザルヘカラスト  
説クナリ 其ノ産業セフトモハ資本家ニ大ニ困難スルハ兩方ナレトモ 依  
ニ最モ困難スルハ消費者ナルカ故ニ外國ノ産業ヲ抑ヘテ其ノ産業ヲ遠カニ  
セザルモノナリ 國ノ消費者ヲシテ 保護セシメザル效果ヲ生スルモ  
ナリ 故ニ社会政策ノ見地ヨリ保護貿易ヲ主張スルモノ、論點トスル所  
ナリ 此ノ論點ヨリ保護貿易ヲ并置スルコトヲ得ル場合ハ、外國ノ競争ノ

タメニセヒサニハカヲサシテ産業ハ其ノ國トリテ主事ナルモノニシテ  
ニ關係スル資本労働甚々多クモノナラシレ可カラズ 其ノ産業サマテ主事  
ナラス之レニテ保スル労働者甚々多クサシキ時ハ之ヲ化シ保スルコトモ比較  
的容易ナルカ故ニ其ノ産業ヲ保シ保護スルハ其ノ理由トシテ以テ其ノ保護ハ産  
業ノ減七ヨリテ且スハ其ノ被害ヲ緩和スルモノナルカ故ニ一時的ニシテ其  
久的ノモノニアラス 世界經濟ノ大解上トヒテハカサシテ産業ヲハ其ノ  
ニヨリテ維持セシトスルカ如クハ到底望ミ得ハズコトニアラス、工業國ニ  
於テ農業保護ノ主張スルモノ、中ニハ其ノ理由ニ生産上ノ理由ヲサケテ此如クニ  
ソ社会政策上ノ理由ニヨリテ之レヲ説クモノアリ 農業ハ特定ノ人的ニ之  
ヲ維持スルコトハ困難ナレトモ之レヲ自由ニ放任スルトモハ危險ニヒリ  
ル可カラサルカ故ニ従来農業ニヨリテ生者スルモノハ其ノ失敗シテ困難ヲ成  
セサルヲ得サルカ故ニ一併農業ヲ保護スルコトハ社会政策上肝要ナリト云フ也  
重要産業ノ減七セントスル場合ニ於テ之ヲ保護シ其被害ヲ少クセントスル  
コトハ社会政策上ヨリシテ保護貿易ヲ主張スルモノ、論理トシテハ最も有  
力ナルモノナルカ故ニ生産上ヨリ維持シテ産業ヲ保護スル場合ト並ニテ採

英貿易ノ主張スル者ノ論理トスル所ナリ

9 英國ノ商業政策ノ基礎トシテ自由貿易主義保護貿易主義何レヲ採ルハ  
ハカニエラス之ヲ決スルニ當リテ考慮セサルハカヲサシコトハ

10 一ハ我國ノ産業カ出水奔流ノ道理ニアリコトナリ 我國ノ農業ハ既ニ  
充分発達シテ收益ノ程度ハ極メニ高ケレトモ工業ハ尚ホ未ダ幼稚ノ境ヲ  
脱スルコトヲ得ス 我國ニ於テ古来ヨリ発達セル工業ハ之レアレトモソ  
ノ規模ハ小ニシテ在場市場ニ於テ競争ヲナスコトヲ得ルモノハ甚々少シ  
其他ハ兩端以テ未ダ入りテヨリ蒸餾酒精國ノ技術ヲ輸入シタルモノニシテ  
ノ目尚ホ未ダ達シテハサシコトナリ 然レバ其ノ中若干ノモノニアリテ  
ハ他國ノ需要ヲ充スルニ止マラス、海外ニ輸出シテ他國ノ製造ヲ駆逐  
スルコトヲ得ルニ至リタルモノモ少ナカラサルナリ 然レバ其ノ多クノマ  
ノニ至リテハ其ノ技術ハ年々進歩シテ発達シワハアレトモ、海陸之レヲ以  
テ諸國ト比較スレハハカニ劣レリト云ハサルヲ得ス、政府ハ之レハ工業  
ノ大都會ハ十分発達ノ道理ニアリト云フコトヲ得ルナリ、其ノ最モ著シ  
ク例ハ之ヲ例示ニ於テ見ル、綿糸ノ中々糸ハ我國ハスルニ及バノ需要ヲ

漸次ナルニ止マラス。是ニ於テハ、輸入税ノ得ルニ至レトモ、細糸ニ至リテハ之ヲ取  
入セサルヲ得ナリ。然レドモ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税  
ニ我國輸入ノ必要ナルモノナリ。之ハ一例ニス。又サレトモ、此ノ英ハ極  
テ多シ。故ニ我國ニシテ自由貿易主義ヲ扶ランガ我國ノ製出ハ、世界市場ニ  
於テモ外國貨ノ輸入ノタメニ至リテハ、亦運入ルコト欲ハサルニ至ルモノ  
ナシ。然レドモ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税  
等ノ幼稚ナル産業ノ中大ニ奪取スル望ミ下ルモノヲ取ヒテ之レヲ保護スル  
必要アルコトハ明白ナル事ナリ。

四、ハ、我國ニ於テハ財政困難ヲ課スヘキ適當ナル目的物ナク、ゴトナリ。  
又、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税  
ナシ。唯産業ヲ保護スル目的ヲ以テコレヲ課スルモノナリ。然レドモ、輸入税  
ニ、財政上、課税収入ニ相當重キヲ置ク以上ハ自由貿易主義ヲトラントスル  
ニハ適當ナル財政困難ヲ課スヘキ目的物ナカハ、右ノス理ニ英國ナリ。在在  
ノ中ハ、爲テ保護貿易ヲ檢テ、自由貿易トナリタル所以ノモノハ英國ノ消費  
ハスルニ備テ、財政困難ヲ課スヘキモノ多カリレニヨリナリ。一八四一年

ノ課税収入ヲ見ルニ、四六九〇万 Pound ノ中ニ、一〇八〇万 Pound  
至リ、財政困難目ヨリ、一〇万 Pound 以上ノ大額ノ保護税目ヨリ、收  
入セラル。又ニ英國トシテハ、此等ノ十数種ノ課税ヲ存置セシムルハ、課税  
収入ノ減少スル程度極メテ大ナルコト。明カナリ。然レドモ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税  
等ニ原料ノ輸入税ハ全額半額ニ減額スルハ、一類ノ限度トシテ、完成品ニハ、輸入税  
課税トシテ課シテ自由貿易ニ近クセリ。然レドモ、英國ノ如クハ、國民ノ消費  
ノ扶養一方ニ偏セズ、從テ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税  
財政上止ムコトヲ得ス。此英ヨリ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税  
ト欲ハサルナリ。

三、ハ、我國ハ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税  
我國ノ市場ハ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税  
模ノ企業ニシテ、相當ノ利潤ヲ得ルコト。然レドモ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税  
トスルニハ、我國工業品ヲシテ、海外ニ輸出スルノ道ヲ講セサルヲ得ス。輸出  
貿易ヲ盛ナシメントスルニハ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税  
シムルニシテ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税ノ得ルニ至リテハ、輸入税

ハ改米新國ノ製造ト競争スルヲ故ニ若シ何物ニ於テ甚ク其ノ時ハ再底之ト  
競争スルヲ欲ハス、且ツ我國ノ工業ノ原料ハ彼リ以目並ニニ種氏地ヨリ之  
ヲ得ルヲ欲ハス其ノ大部分ハ之レヲ外國ニ仰カサルヘカラス、我國工業ノ  
原料ノ中ニモ我國ニ於テ全然生産セザルモノハ之ヲ無税トナスヘハ勿論  
ナレトモ原料又ハ半製造ノ中ニテ我國ニ於テ生産アルモノハ多クハ親愛ノ  
商業トシテ行ハル、セノナルカ故ニ之レニ多少ノ保護税ヲ課スルニ必要アリ  
然レバク往復上其ノ保護税ノ事情ノ許ス限リ低ク之ヲ止ムルヲ要ス、是レ  
又ハニ我國ノ經濟ノ現状ト低度ノ保護貿易主義ニヨリ他ニ途ナレ

我國ノ商業政策ハ嘉永年間再々國ヲ内々タルヨリ今日ニ至ルマテ都合三  
時期ニ區別スルヲ得ヘン、旧条約時代、改正条約時代、現行条約時代之  
ナリ

旧条約時代ハ諸外國ト締結シタル條約ノ結果我國ノ財政及ニ經濟ノ要  
ニ及シテ輸入税率ヲ上下スルコトヲ得ス原則トシテ輸出入トモニ五ノ從  
價税又ハ之ヲ標準トスル從價税ヲ課セサルヲ得ナリ、換言スレハ我國  
稅收ノ全ク水増シセラレタリ、旧条約時代ノ關稅制度ノ甚衰ヲ示レタルモノ

ハ安政五年英米、仏、露、薩ノ五ヶ國ノ締結シタル五ヶ國條約ト英米ニ年  
ニ英米薩仏ノ四ヶ國トナレタル改稅條約ト及其ノ後歐洲諸國ニ締結シタル最  
英國條約トナリ、安政五ヶ國條約ニ於テ我國ハ彼ノ治外法權ノ求償ヲ受ク  
ルノミナラス偏商條約ニ關稅水ヲ求償セラレタリシカ其約條ニ課メラレタル  
關稅率ハ比較的太大ニシテ原則トシテ輸入税ハ二割、輸出税ハ五分ナリ、  
既ニ輸入税ニ割トセハ、財政並ニ經濟上ノ要キニハ或レ程度ニテハカナナ  
ナリタル故ナリ、然レニ幕府ハ其ノ條約ニ納シタル内港開港ヲナスヲ得  
ナリ、又久元年幕府ハ情ヲ許ヘテ五ヶ年之ヲ猶余スルコトヲ請ヒ、諸國ハ  
其ノ對価トシテ關稅率ノ改定ヲ要ス、改稅條約ニ關甲セザルヘカヲザリ、  
コノ條約ニテハ輸入税ニ輸出税トシテ五分ヲ限度トセムカ故ニ我國ハ關  
稅ニヨリテ産業ヲ保護スルコトヲ得ナリシノミナラス財政上多クノ收入ヲ  
得ルコト能ハナリ、改稅條約ハ四ヶ國ニナシタルモノナレトモ他ノ改稅諸  
國ニ對シテ英米國條約ヲ許シタルカ故ニ此等ノ諸國ニ於テモ同ノ人請求シ文  
ケルニ至リナリ

明治時代

明治時代ハ其ノ条約ノ我國に伸張ニ善アルヲ認メ之レヲ改正セントシテ  
明治四年迄ニ安政五ヶ国条約ノ條約ニ當リニハ岩倉大使ヲシテ歐米諸國  
ノ條約之レヲ改正ヲ計ラシメタルトモ迷ニ放テテ莫クナリマシキニ  
新ニ歐米諸國セサルヲ得ナリマシキ、明治十一年ハ辭多クノ外務大臣不其  
爲ニアタリシカド巧ナリキ

明治二十五年ニ陸奥伯爵外務大臣トナルニ至リ始メテ條件ヲ改正スル  
ヲ得、前々次ヲ敷テ之レヲ國權ノ一部ヲ回復シ得タリ  
自余の時代ニ於テハ我國産業ヲ保護スル必要大ナリシニ保ハラヌ保護  
政策ヲ行フヲ得ナリシカハ本止得助長政策ニヨラサルヲ得ナリマシキ  
自ノ産業力長尺ノ發達ヲナシタルハ實ニ其ノ助長政策ノ賜ナリキ

改正條約時代

明治三十一年ヨリ突如セラレタル改正條約ニ於テ始メテ原則トシテ輸  
入貨物ニ對シテ固定税率ニヨリテ課税スルコトヲ得、例外トシテ條約ニ  
ヨリテ改定シタル貨物ニ對シテ改定税率ニヨリテ課税スルコトヲ得ナリ  
固定税率ハ我國ノ法律ヲ以テ定メタルモノナルカ故ニ我國ノ經濟財政

ノ改善ニ適志シシムルコトヲ得ルモノナルハ勿論必要ニヨリテハ改良スル  
コトヲ得ルモノナリ、上レニ及ビシテ改定税率ハ條約ノ結果セラレテ故ケタル  
モノナルカ故ニ原則トシテ改定税率ヨリハ低ク其約條ノ存続スル限リハ之  
ヲ改良スルコトヲ得サルモノナリキ

固定税率ノ例ニ改定税率アルコトハ諸國ニ行ハル、所ナシノミナリキ  
其改定税率ノ輸入税目五百三十八種ノ中英國ニ對シテ大四種、独逸ニ對  
シテ五九種、法國ニ對シテ三九種、前カス、其ノ中直輸入モノノ上カ故  
ニ換新一〇四種ナルニス、又ナリシカ故ニ之ノ上ニ換テ我國ノ税率ノ一部ヲ  
回復シ得マリトス、モノニ非ス、税金ノ一部ヲ回復シ得タリ、又、下以  
ノモノハ我國ノ上等ノ國ニ對シテ改定税率ヲ許シタルニ本朝我國ハ上等ノ  
國ヨリ改定税率ノ恩惠ヲ得ルコトヲ得ナリキ、換言スレハ我國ハ條約ニ改  
定税率ヲ許シタル上リ、所クノ如クハ他國ノ國ニハ見ル可カラザル現象  
ナリ、殊ニ法國ノ如クハ我國ヨリ輸入スル絹織物ニ對シテ最惠國ノ待遇ヲ許ス  
コトヲ肯セサリキ、改定税率ハ上等ノ三國ニ對シテ之ヲ許シタルニ止マ  
ルナルカ我國ハ改定税率ニシテ國ト最惠國條約ヲ交換シタルカ故ニ我國ハ取

米諸國ヨリ輸入スル貨物ニ対シテハ改定税目ノ範圍ニ於テハ悉ク改定税率ニヨリテ課税セラルルヲ得サリキ其結果之等ノ因ヨリ輸入スル重要貨物ニ対シテハ改定税率ヲ適用セラルラ得サリキ蓋シ土産ノ三國カ我國ヲレテ改定税率ヲ設ケンムルニ當リテ自國ノ重要輸出品ヲ以テ其ノ課税トナシタルニ故ニ我國ヨリ之ヘハ重要輸入品ヲテアルヲ得サリキ

我國ハ斯クノ如ク犧牲ヲシタルニ拘ハラズ英國ノ利益シタル所ハ極メテ少シ何トナレハ我國ハ最英國ノ待遇ノ恩典ヲ得タレトモ恩典國條款ニヨリテ經濟上大ナル利益ヲ得ル場合ハ通商國ノ市場ニ於テ我國ト競争ノ地位ニ立ツモノ多ク場合ナリ然レニ我國ノ生産並ヒニ輸出ハ改定税率ノモノト共通ナルモノ極メテ少ク故ニ其ノ利益ヲ受クムト極メテ少ナカリキ

改正条約ニ於ケル煽動的改定税率ト最英國條款ハ相俟ケテ我國ノ經濟並ニ財政ニ少ナカラサル悪影響ヲ及ホシタリ

一ハ我國ノ幼稚ナル産業ヲ保護スル上ニ大ナル障害ヲナシタリ  
我國ノ國定税率ハ保護貿易ノ精神ニヨリテ制定セラレタムモノナシト

又改定税率ハ五分乃至一割ノ輕税ニスベシナリシマテ到底之レヲ我國ノ産業ヲ保護スルニトテ得サリキ殊ニ我國ノ工業ニトリテ改定税率ニシテハ改定税率ノ故ニ若シ我國ノ工業ヲ保護セザルニシテハ、改定税率ヨリ輸入スル工業品ニ対シテ比較的廉價ヲ得ルサルヘカラス然レニ改定税率ノ結果コレヲトスニトテ得サリシナリ更ニ日露戦争後財政ノ公算ニ基キ國定税率ヲ高メタルカ故ニ原料産物製造等ノ價格ヲ騰貴セシメテ我國工業家ハ困窮シタル位ニ至ルカ如クニ改定税率ノ才法ニヨリテ工業家ノ困窮ヲ緩和セザルノ得サリキ

我國ハ改定税率ヲ増加スルノ必要ニセズシテタルハ半バ、其ノ效ヲ得クムトテ得サリシト云フニナリ

改正条約時代ニ於ケル國定税率ハ適當ナルモノナリ然レニ日露戦争ノ當時、財政ノ必要上非常特別税ニヨリテ之レヲ急激ニ増加シタリ然レテハ我國重要輸入品ノ半ハハ改定税率ニ束縛アルナリ





其時ノ期トシテ漸次的に規定税ヲ廢シ又務所規定税トナシテ以テ始メテ  
税収ヲ回復スルコトヲ得タリ

之ヨリ先我國ニ於テハ商業政策ノ基本トシテ自由貿易主義ニヨラザ  
ル可カラサルヲ主張スルモノアリタルト云フニ極端ニ過度ノ保護貿易  
論ヲ主張スルモノアリシ。然ルニ上述スル如クニ我國ノ経済ノ実情  
ハ過度ノ保護貿易ヲ必要トスルモノトシカ故ニ政府ハ之ヲ早ニヨリテ我  
國ノ産業ノ実態ニヨリテ調査ヲ行ヒテ明治四十二年ニ民法改正ヲ行ハ  
リ。現行輸入税之ナリ。其ノ産業ノ變遷等ニ基テテ又少ク改正ヲ見タ  
ルカ大體ニ於テハ漸クオトルモノニアラス。之ニヨリハ普通ノ工業品ヲ  
二割五分。農産物ヲ一割五分トシて最低五分。最高六割ノ間ニ於テ産業  
ノ実態ニ基テテ

(一)ハ、我國ノ需要ハ我國ノ生産ヲ以テ満足セラル、ヤ否ヤ。且ツオ  
國ヨリ輸入アリトスルニハ我國産業ハ甚クシテ打撃ヲ受ケル危險ナキ  
カ否ヤ

(二)ハ我國ノ需要ハ容易ニ我國ノ生産ノミヲ以テハ満足セサルモノ

ナリヤ否ヤ

(三)ニハ及國市場ニ於テ内外品ト競争スナリヤ否ヤ

(四)ニハ生産ニ伴フ技術上ノ進歩如何

(五)ニハ其ノ貨物ハ社会上下ノ需要スルモノニシテ其ノ價格ノ騰貴ハ  
社会多数ノモノヲ苦シムルヲナシカ否ヤ等ノ諸項ノ研究シテ適宜税率  
ヲ定メタルモノナリ

而シテ之等ノ保護税ニ配スルニ財政兩税ヲ以テシ、以テ兩税收入ノ減小  
ヲ防カントス

レ商業政策ノ基礎トシテ過度ノ保護貿易主義ヲトリムル以上コレヲ行フニ  
コトヲ採ルヘハ、兩税制ヲ設ケカハハカラス。一皮貨物ニ課スル賦税又ハ分  
格ヲ兩税率トシテ、兩稅定率ヲ絶対的ニ縮成シテ其ノ國ノ財政並ニ経済  
上ノ要求ニ應ジメンメントスルモノヲ兩税制トシテ、而シテ諸國一行ハレ居  
ル兩税制ハ分テ三トナスコトヲ得

第一國定税率制度 (Single tariff system)  
第二國定税率制度 (Maximal and minimal tariff system)

国定税率制度 (general and conventional tariff system.)

余の改正当時スニ、フル議論アリシモノモ、然レテ依然トシテ国定税率  
税率制度ヲ採リテ原則トシテ国定税率ニヨリテ課税シ例外トシテ  
大抵シテル通商国及最良國の款ニヨリテ之ト全一ノ待遇ヲナスヘ  
入スル貨物ニハ税率税率ヲ適用スルコトナリタリ、此等ニ改リ  
國定税率税率制度カ他ノニ、例度ト比較シテ勝レル可キヲ認  
ルベシ。

一、單一國定税率制度トハ法律ニヨリテ各税目ニヨリテ單一ノ  
税率ヲ設ケ輸出ノ如何ヲ向ハス一律ニ適用スル制度ナリ故ニ  
税率税率制度トノ優劣ハ経済關係ノ厚ク國ニ對シテ税率税率  
ノ得失ニヨリテ決スルモノナリ、單一國定税率制度ニハ  
法律ニヨリテ之ヲ定メ余額年ニヨリテ何等ノ制限ヲ受ケ  
ナシカ故ニ我カ國ノ財政上ノ要次並ヒニ内國産業ノ保護ト

ハ最モ速スルモノナリト云フ可シ然レテ余額改正ノ際ニハ我カ國ノ  
業者ノ内ニハ此制度ヲ採用セシムヘカラスト主張シタルモノ  
ナシ、然レテ此ノ制度ハ経済關係ノ厚ク國ヨリ輸入スルモノ  
何等ノ缺點、便宜ヲ與ヘサルモノナリカ故ニ通商國モ本國ノ  
品ニ對シテ英國定税率ヲ適用シテ時ニ便宜ヲ決ハダシ  
輸出貿易ノ利益ヨリハ不利ナリト云ハサルヲ得ス、故ニ此  
ノ制度ヲトムマ否ヤト云フニハ我國輸出貿易ノ利益ニハ  
税率税率ヲ採スル必要アリマ否ヤニヨリテ定ムルナリ、  
蓋シテ一面相當ニ内國市場ヲ守ルト同時ニ、一面輸出貿易ノ  
利益ニ對シテハカラス、故ニ單一國定税率制度ヲトルモノ  
宜シキニ思フ、此ノ制度ヲトルモノハ英國アルノ如ク、  
自由貿易國ナレハナリ、此米合衆國ハ建國以來未ダ保護貿易主義  
ヲ採ルニカ故ニ久シク此ノ制度ヲ採用セリ、此ノ率ハ公同  
國市場カ本國ニ對シテ輸出貿易ヲ行フ公同ニ始メテ行  
ハマコトナリ、从テ全國ニ於テ又輸出貿易ヲ採ルモノ

至リテハ此ノ制度ヲ維持スルノ不得策ナルヲ以テ一九〇九年ノ  
國稅法改正ニ於テ全國ノ貨物ニ對シテ最惠國待遇ヲ付スル國ノ貨  
物ニ對シテハ國定稅率ノ他ニ一割五分ノ附加稅ヲ課スルヲ許サズ  
リ・故ニ全國ノ制度ハ通商國ニ對シテハ改定稅率ヲ存スルニシテ  
ラサレトモ純然タル單一國定稅率制度ニ入ラザルナリ  
我國人上ニ述ブルナキ如ク輸貿易ニ重テオササルヘカクサ  
ナルカ故ニ此莫ヨリスレハ單一國定稅率制度ノ如クハ國內生産者等  
ノ要求下ルニモセヨ同様にスルニ足ラザルカ如クシト云ヘンモ我國ニ  
於テハ改定稅ノ必要ヲ諸外國ノ如ク大ナラサルカ故ニ改正條約時代  
ノ改定稅ノ苦々經營ト相結シテ相當有力ナル稅ヲ付スルニシテ  
即チ

11)ニハ我國カ改定稅率ヲ交換ベシ諸國ハ改定稅率ナリ・東洋諸國ハ  
我國生産品ノ輸出先トシテハ最モ重要ナルニ存ハラシ諸外國ノ条  
約等ニヨリテ其ノ國稅權ハ束縛ヲ受テ輕稅ヲ課セサルヲ得サル  
カ、若シクハ殖民地ノ性質トシテ未タ保護稅ヲ課スル程度ニ達セ

サレ低率ナル關稅ヲ課スルニ止マルモノナルカ故ニ我國ハゴ  
レト改定稅ヲ交換スルニ必要ナシ  
四) 我國生産品ノ輸入國ノ第一位ニアル北米合衆國ハ上述スルカ如  
クニ非改定國主義ヲ採ルモノナルカ故ニ我國ハコレト改定稅ヲ大  
換スルヲ得ス

13) 歐洲諸國中ニテモ英仏俄伊等ノ諸國ヲ除キテハ我國トノ貿易環  
大ナラス且ソ我國ヨリ輸出スル貨物ハ工業ノ原料等カ僅クヲ占ム  
ルモノナルカ故ニ特ニ改定稅ヲ交換スルニ必要ナシ、然レ我國ニ於  
テハ改定稅ノ必要ハ比較的少ナシト云ハサルヲ得ス  
然レ亦ラ一面ニハ我國ハ從來改定諸國ニ對シテ比較的太ク範圍

ニ於テ改定稅ヲ許シタリ、俄カニ非改定主義ニヨリテ之等ノ國ヨ  
リ輸入スル貨物ニ對シテ國定稅率ヲ課スルヲ探傍シテ之ニ望ム  
時ハ我國ヨリ輸出スル貨物ハ直ニ稅ヲ付テオビヤカサルノ免稅ヲ  
リ、我國ノ産業ノ基礎カ甚々強固ナレハ起テ前年英強國ナラサル  
カ故ニ我國産業ノ受クル打擊ハ政ハ甚シクトマズ知レヌ、且ツ改

正余前時代ニ於テ収束税ノタメニ我國ノ財政並ヒニ經濟ヲ打撃ヲ  
漲リタルハ通商條約ニ對シテ諸條ニ規定税ヲ工ルンタルカタメナ  
リ 我國ノ對外國條約ノ原則ニ基キテ双務主義ニヨリ通商條  
約我國ニ波及シタルト同様ノ程度ニ於テ英國ノ規定税ヲ折入時ハ  
規定税ノ範圍甚ク大ナルニ理ナリ

後ニ我國産業力發ケル可撃テントシテ其ノ程度ハ甚クシメ  
ノニアラサルハシ故ニ我國力低キニ單一國定税率制度ヲ採所ス  
テハ我國情ニ照ラシ得策ニハアラサルハ

四 複税率制度ハ一ロニ最高及ヒ最低税率制度ト云フ、法律ヲ以テ  
税目ノ全部又ハ大部分ニワセテ高低ニ様ノ税率ヲ設ケテ特ニ或國  
ニ對シテ兩稅ヲ規定セザル國並ヒニ最惠國稅率ニヨリテ利益ニ均  
沾セシメザル國ヨリ輸入スル貨物ニ對シテハ最高税率ヲ以テ課税  
スルヲカアタカニ國定規定税率制度ニ於テハ國定税率ト覺ル  
ラザル如クナレトモ複税率制度ニテハ外交官ヲシテ自由ニ國定税率  
ヲ減シテ規定スルコトヲ許サス、最低税率ヲ限成トシテ之ヲナス

一ノ對スニ止ムトモナリ

複税率制度カ國定規定税率制度ニ比較シテ優レム莫ハ國定規定税率制  
度一ノハ我國輸出貿易ノ利益上通商國ヲシテ課税セシムルカタメニ國定稅  
率ヲ輕減シテ我國ノ産業ノ一部ヲ犧牲ニ供セシムルモノナリ故ニ我國  
ノ生産者ノ一部ハ他ノ生産者ノタメニ損害ヲ被ラサハリ得入之如余命ノ  
始セラシマテハソノ犧牲トナシトコトヲ屢ヒテ心ヲ安シテ經營スルコト  
ナレトモ、複税率制度ニテハ我國ノ課税スル程度カ限定セラレ居ルモノナ  
レハ、ソノ屢アムコトナシ、且口最低税率ハ我國産業ノ利益ヲ害スル程度  
モノナラザレハ我國ノ産業部達ヨリ之ハ、國定規定税率制度ニ優ルモノナ  
リト云フコト得ヘン、且口國定規定税率制度ニテハ國定税率ハ議會ノ決議ヲ  
經テ成立スルモノナレトモ規定税率ハ外交官カ之レヲ定ムルモノニシテ專  
決上議會ハ之レニ參加シ得ス、而モ我國ノ生産者ノ利害ハ之ニヨリテ大ナ  
ル影響ヲ受テサルヲ得ス、

然レニ複税率制度ハ最高税率及最低税率ニ決ニ議會ノ決議ヲ經テ成立  
スルモノナレハ議會ハ條約ノ内容ニ干渉シ得ル理ナリ、故ニ立憲政府ヲ行

フ国ニ於テハ後税率制ニ依レハソノ精神ニ付コトアツハサトテ理由トシテ此ノ國稅制ヲ殊トモノ少カラス。我國ニアリテモ條約改正ノ當時最議院ノ多数ヲ占ムル政及公利後稅制ニ依テ可カラサル一トテ主張シロル所以ノモノハ之レカダマナリ。殊ニ外國ノ如クハ條約締結ハ議會ニ属スルモノナレハ大政官カソノ條約ノ内容ヲ定メテ議會ハ單ニ之ヲ許容スルニ止マレ。茲テハ條約締結ノ名アリテ實ナク一トテ理由トシテ此制度ヲ起シタルナリ。

後税率制ハ外國ノ市場ヲ守ル爲メヨリ或ハハ海陸陸定税率ヨリ優レシテ我出貿易ヲ振興スル上ヨリ或ハハ逐カニ劣ル

行トナレハ最高税率ニ最低税率ニ議定之ヲ定ムルモノナレト我國ノ經濟ノ要途ニ直スルモノハ最低税率ニシテ最高税率ハ實ハ通商國ヲシテ後者ニシムルタメニ設ケラレタルモノナリ。故ニ我國ノ通商國ニ對シテ輸入稅ノ最低税率マテ輕減スルニ通商國ハ我國ヲ德トシテ大イニ讓歩スルモノナリ。然レ夫テ我國ノ輸出貨物ハ大ニ利ヲ受ケル理ナシ。若シ我國ノ通商國ヲシテ更ニ讓歩シムルカダマニ最低税率ヲ新カスヲアラハ、此國稅則ヲ改訂シタル精神ヲ却却スルトトナシノミナラス、我國ノ生産者ハ最低税率カ兵ニ輕減セラシムルモノナラサルコトヲ得ン得ルニ拘ハラズ低カニソノ税率カ輕減セラレタランニハ不利ヲ被ル一トテ却テ國稅改定税率制ニ優レ理ナリ。

及之我國ノ通商國ニ迫リテ大イニ讓歩セシメントスルニハ通商國モ亦容易ニ屈セサルナレハ終ニハ國稅戰爭ヲ起スニ至ルヘクモナリ。現ニ此ノ制度ヲ採用セル國ニシテ通商國ト國稅戰爭ヲナサハルモノナレトス。

國稅戰爭ナルコトハ通商國カ互ニ相對國ヨリ輸入スル貨物ニ重ク國稅ヲ課シテ之ニヨリテソノ生産者ニ打撃ヲ大ニシテ之ヨリシテ莫ク國ノ政府ニ新ヘシメ以テ讓歩セシメントスルモノヲ或ハ國稅ノ手放ニヨリテ相手國ヲ屈伏セシメントスルモノナレバ或ハ國稅戰爭ノ或ハ或フナリ。

國稅戰爭ハ彼我共ニ害ヲ受クル一ト少ナカラサレハ之レヲ避ケサルヘカラス。甘ルハ勿論之ヲ起シ易ク國稅則ヲ改メカ如クハ或シテ得策ナラス。此實ヨリスレハ英國ヲ如クシテ *Spain, Norway* 等ノ諸國ニヨリテ採用セラレ、我國ニ於テ之レヲ採用セントシタルモノアリニ拘ハラズ我國

ノ内税則トシテ適當ノモノトハスハレドモヘント信ハ

我國ノ國定改定税率制度ヲ採用スルコトヲ以テ以上ノ諸君有判ナル奈  
件ヲ以テ改定税ヲ設ケサルヘカラス、而テ當時改定税ヲ交與スヘキ國ハ其  
他、依、伊ノ四ヶ國ニスニサリシトハ述ノ如シ

我國力之等ノ國ニ改定税ヲ許スニ當リ此等之ヲナス可カラサルコトモ  
既ニ之レヲ述ヘタリ、改定税ヲ改定スルニ當リ權利トスヘキトハ通商  
特産物ヲ拱ニ改定税ヲ許スル若シ其ノ特産物ナクハ我國ニ輸入スル或ハ  
貨物中ノ通商國ヨリ輸入スルモノハ大部分ヲ占ムルモノヲ以テ之ヲ許  
サハレヘカラス

通商國ノ特産物ヲ以テ改定税ヲ許スルハ他國ノ最惠國條款ニヨリテソ  
ノ利益ニ均等スルコトヲ欲ハサルカ故ニ其ノ讓歩ニヨリテ利益ヲ受クルモノ  
ハ通商國ノミナリ

假テ我國ハ夫ノ比較的小ナキニ拘ヘラス通商國ハ我國ニ於テ比較的  
ニ多クノ讓歩ヲナスヘシ、讓歩スルハ此種ノ改定税率ニヨリテ利益交換ノ  
精神ヲ最モヨク發揮スルコトヲ得ヘシ

通商國ノ最モ多ク我國ニ輸入スル貨物ヲ以テ改定税ヲ受クル讓歩ニ  
レニ全シテ例ハ通商國ヨリ要求スルコトモ我國ノ重要産物ト雖ニ他國ト  
争ヒタル産業ノ範圍ニ在テハ改定税ヲ許スヘキモノナラス、ニワケテハ  
我國力之レヲ保護スルタメニハアラス、改定税率ニヨリテ東洋ヲ以テ  
カ料策ナラサレハナリ、後者ニソマテハ我國ハ外國ノ競争ヲ排除スルコト  
ニ一途ニ措置フトモ要アレハナリ

現行通商條約ニ基テ我國力改定税ヲ交換シタル國ハ英、法、伊、日  
ヶ國ニスマサレトモ、其中最モ有利ナリシモノハ俄ト改定シタルモノナリ  
我國ニ於テモ同シノ工業ノ原料又ハ原料製造ヲ輸入セサル可カラサル國ナ  
ルカ故ニ彼等ノ工業ニ要スル原料又ハ原料製造ヲ以テ改定税ヲ交換シタ  
ルナリ、勿論原料等ノ生産者ヨリテハ不利ヲ蒙ラサル可カラサルモノナ  
レトモ工業ヨリテハ利益アルモノナルカ故ニ彼等共ニ利益ヲ致シタルコ  
トハ少ナカラス、日英通商條約ハ我國力歐洲競争ニ参加スルト共ニ初カ  
ク改定シカト我國ハ全通商條約ニ基テ許シタル改定税ヲ廢シテ國定税率ヲ復  
活スルコトヲ以テ不利益ト認メテ國定税率ヲ輕減シテ改定税率ヲ全一ニシタル

我國の英國ニ皮定税ヲ交換スルニ當リテ英國ヨリ英國ニ輸入スル貨物ニ  
 シテ皮定税セラルモノ有トモカ故ニ最正ナル意味ニ於テ双項主義ヲ實シ  
 トセハ遂ニ皮定税ヲ見ルコト能ハサル想ナリ、ナレト英國ハ同盟臣トシ  
 ノミナラス改正条約時代ニ於テハ最モ多ク皮定税ヲ許シタル國ナルカ故ニ  
 俄カニ皮定税ヲ許サレトハ當時ノ事情カ之レヲ許サリシナリ、  
 止ムヲ許ス英國ヲシテ純額初ニ直入下十種ノ貨物ニワケ同税ヲ課セサル  
 コトヲナシシメテ之レニ對シテ我國ハペイント、亞麻織糸、綿織物、毛織  
 物及ニ紙ニワケテ皮定税ヲ許シタルナリ、皮定税ヲ課セサルコトヲナシメ  
 タルヲ以テ満足セサルハナラザリシコトハ止ムヲ許シタルコトヲシテ  
 綿織物及紙ニワケテ皮定税ヲ許シタルコトハ上ニ述ヘタル皮定税交換ノ  
 原則ニノムクモノト云ハサルヲ得ナリ、又日英通商条約ニ於テハ英國  
 ハ一莫絹織物ニ最優税率ヲ許シシメントセンカハ遂ニ兩重、全シクハン  
 ケケ、望遠ニ對シテ最優税率適用ノ特典ヲ得タレトモ我國ハ葡萄酒ヲ均  
 都合十五種ノ貨物ニワケテ皮定税ヲ許シ、レヲ得ナリ、又日伊通商条約

之ノ外ニ皮定税ニ九種ノ貨物ニワケテ皮定税ヲ課シタリ、単純ナル形ニ  
 於テ双項主義ニ基テ皮定税ヲナシタルモノト云フ可シ

第四章 皮定税 並ニ同税内陸ノ課税

皮定税ハ商業政策ノ一、故トシテ其ニ必要ナリ、同税ハ近世ノ商業ニ於テハ  
 同税ニ經由スル貨物ニ課スル課税ナリ、貨物カ貨境ヲ經由スルニ輸入輸出  
 並ニ通過品ノ二形式アリ、故ニ同税ニ又通過税、輸入税、輸出税ノ三種ニ  
 分クコトヲ得、此ニ又通過税トシテ、國中ヨリ通過シテ外ニ輸出ニ  
 ラル、貨物ニ對スル課税ヲ云フ、支那ノ通商ニ於テ通過税ハ一ナラス  
 支那通商ニ於テ通過税ハ一ナラス、支那ニ於テハ内地ニ於  
 テ同税アリ、之レヲ經由スル貨物ニ對シテ、同税アリ、同税アリ、  
 同税ニ英國ハ天津条約ニ於テ當時ノ條約稅ノ一分ノ一、即チ、同税アリ、  
 同税、以同國稅ヲ免除セラル、コトヲ皮定税トシ、以同國稅、代リニ納

輸入税の超過税ト云フナリ、古ハ明税ハ商業政策上ノ手段トシテ用ヒラレ  
タルモノニアラシテ財政上ニ於テ用ヒラレタルモノナレハ同税ニ  
法ヲ課シタルモノニアラシテ港灣、城門等貨物ノ集散ニ便ナル地ニ於テ  
テ之ヲ課シタルモノナレバ、其後ニ至リテ産業保護ノ目的ヲ以テ課セラル  
ハニ至リテ収留ニ於テ之ヲ課セスンテ然リ同税ニ於テノミシテ課スルニ  
至リシモノナリ既ニ収留産業ノ保護カ其ノ主要ナル目的トナリタル以上ハ  
出税ノ也々ハ又オニスラレ然リ輸入税ノミカ重要ナル地位ヲ占ムルニ至レ  
輸入税ヲ課スルニ當リテ其ノ價格ヲ標準トシテ法律ニ定ムル分率ニヨリ  
テ之ヲ課スルモノアリ、又輸入貨物ノ重量、尺度、分量、個數等ヲ標準ト  
シテ法律ニ定ムル税額ヲ課スルコトアリ、前者ヲ從價税ト云ヒ、後者ヲ從量  
税ト云フ

從價税ハ輸入貨物ノ價格ヲ標準トシテ課税スルモノナリ故ニ税率ノ算  
定簡單ナルノミナラズ、全ク範圍ニ屬スルモノニ至ラズ價格高クモ、ハ多クノ  
負担ヲ下シ、ソノ低クモ、ハ負担甚クモ、ナレハ負担ノ公平ヲ得ルコト、

ナルニ而價高クシテ價格高クモ、ハ税額多ク故ニ内外品ノ價格ノ差ヲ大  
ナシメテ從テ其ノ輸入ヲ困難トシムルカ故ニ以同産業ヲ保護スル精神  
ニ合スルコトナリ

又之從量税ハ税額ヲ定ムルコト複雜ナルノミナラズ同一ノ税目ノ貨物ハ  
機械的ノ標準ニヨリテ小瓶ノ輸入税ヲ課スルモノナレハ負担ハ均等ヨリシ  
テ價格高クモ、ニハ輕ク、價劣リテ價格守マモノニハ重シト云フ不公平ア  
リ其結果價劣レモノハ輸入ヲ妨テ價高クモノハ輸入ヲ阻止セラル、モノハナケレハ産業  
保護ノ精神ニ悖ルモノト云ハ、ナル可カラズ故ニ理論上ハ從價税ハ從量税ニ比シテ遂ニ優レト云  
ハルヲ得ヌ、諸國ニ於テ從價税ノ例カ起リ来レルハ之カワメナリ、然ルニ  
實際ニ於テハ從量税ハ從價税ニ比シテハハカニ優レルモノナルカ故ニ諸國  
ハ近年ニ至リテハ從價税ヲ課シテ從量税ヲ以テ之レニ代フシムルニ至レリ、  
理論上優レル從價税カ實際ニ於テ劣レル可クハ、畢竟課税ノ標準ナル價格  
ヲ正確ニ知り難ク故ナリ、税関吏ハ尙志知リ得サルカ故ニ課税輸入者ヲルテ  
申告セシメタルハカラス、然ルニ輸入者ハ負担甚クコトヲ察シテ虚偽ノ申告  
ヲナスコト少ナカラサルナリ、殊ニ輸入税高クハ其ノ弊ヲ見ル



故ニ海国ハ其ノ申告ノ正シキコトヲ証明セシムルナリ、其ノ証明ノ方法ト

シ、ハ曾テ英國ニ行ハレシカ如ク、軍ニ申告ノ正当ナルコトヲ立證セシ

ハトモノアリ、  
ハ、本所等ニ行ハル、如クニ申告書ニ記入セテ添付セシメ若シセテ

添付セテハ、同稅ノ所如ク、其美ヲ中止テ若シハ、新報スルコ

トテ、  
ハ、或ハ、*L.S.A.*ノビクニ輸入品ハ、在入地ニ駐在スル米商

或事ノ証明書ヲ添付セシムルモノアリ、  
或事ニテ、*L.S.A.*ノビクニ輸入品ハ、在入地ニ駐在スル米商

故ニ政府ハ其ノ取締ノ方法トシテ、  
故ニ政府ハ其ノ取締ノ方法トシテ、

ハ、先買収ノ制、  
ハ、先買収ノ制、

稅関尺ノ尺・輸入貨物ニツキテ、  
稅関尺ノ尺・輸入貨物ニツキテ、

ナル代ハ、稅関尺ハ他ノ者ニツキテ、  
ナル代ハ、稅関尺ハ他ノ者ニツキテ、

例更ナリ、  
例更ナリ、

ヲ原則トス、  
ヲ原則トス、

ヲ輸入シタルモノナルカ故ニ、  
ヲ輸入シタルモノナルカ故ニ、

有テ、  
有テ、

セシムルカタメニ、  
セシムルカタメニ、

スコトヲ、  
スコトヲ、

ノ代ヨリ、  
ノ代ヨリ、

輸入者カ、  
輸入者カ、

コトアルカ故ニ、  
コトアルカ故ニ、

局長ハ、  
局長ハ、

此ノ取締法ハ、  
此ノ取締法ハ、

令頒布ニ行フヲ、  
令頒布ニ行フヲ、

々年個人ヲ四名トシ之ハ税民長之ヲ命シ之ハ異議ヲ唱ヘタルニ  
 ノ之ヲ撰シテ以テ評價セシムルナリ。モシ評價ハノ評價ニ一致セザ  
 ルハ其ノ平均ヲ以テ評價セ格トス。此則モ虚偽ノ申告ヲ取締ル方  
 法ナルコト矢ハスト食ニ適當ナル評價人ヲ得ルコト容易クラサルノ  
 ナラズ、依リニ適當ナル評價人ヲ得タリトシテモ困難ノ起ル事ニ  
 此才法ヲトモコトハ衆難ニシテ事実行セ難シ。

買入品ノ価格ヲ正確ニ知ルコト難シトセハタトモ法律ニハ從價税率  
 ヲ規定シオマテモ実際輸入者ノ負担ハ常ニ一様ナルコトヲ得ス。輸入者ノ  
 賦税道徳ニヨリテ是差天ハヲ生スヘク税民長ノ手ハヨリテ是差ヲ生ス  
 レモノナレハ從價税ハカヘワテ不公平ナル課税トナラズルヲ得人。故ニ諸國  
 ハ U.S.A. ヲ除キテハ從價税ノ便宜ヲ重シク課税トシテ從價税ヲ採  
 用スルニ至レリ。

從價税制度ハ上述シタル性質上ノ欠点アルニモセヨ一旦税額ヲ定ムル所  
 ハ税民長ハ單ニ機械的ニ重量等ヲ計リテ課税スルノミナラス輸入者ノ手  
 其ノ負担額ヲ知ルコトヲ得ルカ故ニ從價税ニ因連シテ不正ハ行ハルハマモ余也ナ  
 シ。而シテ從價税ヲ課税トシ當リテハ其ノ國ノ生産高ヲ調査スルコト最  
 難クナラザル可カラス。此ト同時ニ重量税ニ伴フ欠点ハ可成。ヲ。ツルノ  
 途ヲ辨セサルハカラス。

其ノ才法トシテ

- (1) 海路ノ運輸ノ欠点モノ並ビニ全シ貨物ニシテ價格ノ差ノ甚ク大  
 ナレモノハ低價トシテ從價税トナサル可カラス。然ラサレハ負担ハ  
 価格人ナルモノニ輕ク小ナルモノニ重シト云フ欠点カ此種ノ貨物ニ  
 ツマテ最モ著シクナルカ故ナリ。此等ノモノヲ從價税ヲ以テ課税ス  
 ルハ上上還ノ如ク徵税上ノ障害アルコトハ疑ヒナクナレト其範圍太  
 ナラサレハ税関ニシテ特ニ價格等ヲ研究シ置ク事モ不可成ナラサル  
 可ク繁雜ナル手續ニヨリテ之ヲ取締ルコトモ不可成ナラサルヘシ。故  
 ニ從價税ヲ適用スルコトヨリテ是差カニ勝レリト云フヘシ。
- (2) 工業品等ハ原料品價製造方法等ニヨリテ價格ヲ異ニスルモノナ  
 レハ本税目ニ属スル貨物ニ之等ノ標準ニヨリテナルヘク細分シテ  
 之ニ依リテ價格ヲ算定シテ課税フ定メサルヘカラス之ヲ細分スルコ  
 ト。

多クハ平均シテ得タル平均價自ラ 在当ナルモノニ近カル可ク其ノ結果ハ從量税ニヨリテ採獲スルヨリテ 負擔ノ不公平ハ甚ダシカラサルニ至ル可シ 現行賦税則リ賦税則ニ比較シテ復雜トナリタルハ從量税ノ原則トシテトモ 原形年ニヨリテ之ヲ細分シテ 税額ヲ算入シテ至リタルヲナメナリ

3) ハ價格ノ變動ノ結果トシテ立派當時ニ比較シテ負擔ニ甚ダシクナリ得ルハ價格ノ變動ノ影響ヲ參酌シテ之ヲ改正セザル可カラス  
從量税ノ立法當時ノ價格ヲ標準トシテ之ヲ定メタルモノナルハ年月々變ルニ代ヒテ價格變動シテ立派當時ニ比較シテ甚ダシク輕重ヲ出スルコトアリ 若シ價格騰貴スレハ從量税ノ負擔ハ重クナリ得立派當時ノ希望スル産業保護ノ目的又本財政收入ノ件トシテ 日漸充分ニ成スルコトヲ得ザルニ至ラン、又之價格大ニ下落スレハ從量税ノ負擔ハ重クナリ得消費有テシテ尋常ノ犧牲ヲ大ニシテ可カラズ故ニ價格ノ變動アルハ時々之ヲ調整シテ其時ノ價格ニヨリテ算定スル必要アリ而シテ近年價格ノ增加シタルカタクモ諸國ハ從量税ヲ以テ標準トスルカ故ニ一考ニハ産業

從量税ノ新カガミヲ被趨トナリタルト全時ニ漸次收入ノ増加ヲ見ルコト得ザルコト 從價課税ノ改正セント欲ス 然シ價格ノ趨勢ハ之ヲ測知スルコト得ザルカ故ニ少ナカラス 困難ヲ添レテ、アリ 物價安定スルニ至ルマデノ処置トシテ種々ナル方法ヲ講ス 例ハハ外國ノ如クハ一九一〇年七月ニ從量税率ニ一定ノ係數ヲ乘シ其ノ積ヲ以テ輸入税額トセリ、其ノ係數ハ之ヲ超ハサル程度ニ爲テ各貨物ノ一九一三年ト一九一八年ノ公定價格ヲ比較シ其ノ增加ノ割合ニ基キテ之ヲ定メタリ當時價格ノ變動ニ注意シテ之ノ上ニテ改定シヨリ、アノモノ、如クハ一割ニスルコト也 價格變動ヨリ生スル輸入税ノ負担ノ増減ニ對シテ亦當ナル処置ヲセザレハ立派當時ノ希望ヲ満足スルコトヲ得サル理ナリ

以因ハ同条前時代ニ對テハ上述スルカ如ク從價課税ノ原則トシテ小數ノ貨物ニハ從量課税ノ數ヶ居タリ、明治三十二年ヨリ施行シタル賦税率法ニ依テ從價課税ノ原則トシテ從價課税ニ代フルニ從量課税ヲ以テ之レヲ便宜トスルモノニ對シテハ勅令ヲ以テ貨物ヲ指定シ六ヶ月以上ノ平均價格ヲ算出シテ從價税率ニ基キテ從量課税ノ數ヶルノ道ヲ開ケタリ 明治三十九年ノ改定ニ依

輸入税ハ内国産業ヲ保護スルカトシテ又海外市場ニ販路ヲ拡張スルカトシテ  
 輸入税ハ内国市場ニ何トシテハ輸入税ハ内国ノ物産ヲ騰貴スルニ  
 ナラズ故ニ海外市場ニ必テ其國又ハ中ニ無産品ト競争スルニトシテ  
 難クサレバ内國ノ物産ニ何レモ其國ノ産業ノ基礎ヲ我國ニ入ル  
 コトヲ得レハ海外市場ニ必テ其國ノ物産ヲ販路スルニ得ル。然レ競争上ノ  
 利益ヲ見ザルニトシテ内國ノ物産ヲ輸入シテ工業ヲ営ム時ハ若シ原  
 料ニシテ全ク内國ニ生産セザルニハ無税トナスコトヲ得ルニシテ内  
 國ニシテ相対生産アルニハ原料ノ生産者ヲ保護スルカトシテ相対輸入税ヲ  
 課セザルヲ得ス。其工業品ニシテ内國市場ノ需要ヲ目的トスルモノトシ  
 所ハ工業品ノ輸入税ヲ高ムルヲ以テ其國の利益ヲ達スルニ得ルカ其工業品ヲ  
 外國市場ニ輸出セザルニハカトシテ時ハ原料ノ輸入税ハカトシテ其輸出貿易  
 ノ障害ヲナシ故ニ國家ハ原料輸入税ノ負担ヲ軽減スルニ必要ヲ生スルナリ  
 斯ノ處稅ハ此ノ必要ノタメニ生ラレシモノナリ  
 現今處稅ト称スルモノハ原料品ニ課シタル輸入税ノ公部又ハ其一部介ヲ

其原料ヲ加工製造シタル後ニ輸出又ハ販売スルニ當リテ返戻シ又ハ既ニ課  
 シタル内國消費税ヲ工業品ノ輸出ニ際シテ返戻スルモノヲ大ナクナリ。即  
 處稅ハ

- (1) 外國原料ヲ用ヒタルモノヲ輸出スルニハ原料輸入税ヲ返戻スル
- (2) 即原料輸入税處稅
- (3) 外國原料ノ原料ヲ用ヒタルモノヲ内國市場ニ販売スルニ當リテ原  
 料輸入税ヲ返戻スルニハ即製造處稅
- (4) 外國ノ消費税ヲ貨物輸出ノ際ニ返戻スルニハ即内國消費税  
 處稅

製造處稅ヲ許サハルニハ其工業品ニシテ内國ニ需要アルモノハ工業品ト  
 シテ輸入セザルニハカトシテ處稅ヲ得スルニ故リ外國ヨリノ原料ヲ輸入  
 之ニ加工製造スルニ得ルカ故ニ一國ニハ國家債權上利益アルト公同ニ  
 一國ニハ其國ノ工業ヲ振興スル利益アリ、又消費税處稅ハ内國ノ消費税ヲ  
 減退シ深スルニ得ルニハ其國ノ利益ニシテ海外ニ輸出スルニ得ルニ  
 一ハ一ハ

セシメガラントスルモノナリ 故ニ此等戻税ニ商業政策上ハ利益アリトモ  
商業政策ヨリ見テ最モ重要ナルハ原料輸入戻税ナリ

原料輸入戻税ノ目的ハステラ之ヲ救ヘタリ 此種ノ戻税ヲシテ本邦ノ  
原料ノ状況ハシメサルガタメニハ戻税ヲ受ケヘキ輸出品ノ原料ハ

- ① ニハ輸入シタルモノナリトスフ
- ② ニハ加工製造ニ際シ戻税申セタルモノナリトスフ
- ③ ニハ原料ヲ輸入シタル時ニ輸入税ヲ徴セタルモノナリトスフ

若シ以テ原料ヲ用ヒタルモノ又ハトモ本邦原料ヲ用ヒタルモノニ  
戻税用ヒタルモノヨリ多ク用ヒタルモノナリトシテ戻税ノ返典ニ給セン  
ナル時ハアタカク國家ハ輸出奨励金ヲ賦フルニ等シナリ 國事ノ負担ヲ  
担当セカサレルヲ得サルト必將ニ通貨圓ヲシテ之ガ付抗策ヲ講セレハルニ  
至ラン 故ニ國策ニシテ戻税ノ四圍ヲ脱センメラント欲セハ之等ノ莫ニワ  
キア充分ニ取締ルヲ要ス 此ノシカンナカラ此ノ事實ナリ甚ダ困難ナルカ故  
ニ諸國ニハ種々ナル制度ヲ設ケ而シテ諸國ニ此ノ種ノ改制ハ大別シテ二トナス

① U.S.A.ニシテ行ハルモノニシテ 戻税ヲ受ケヘキ貨物ノ範圍

ニ例示ヲオカス 最モ輸入シタルモノヲ再ヒ輸出スルニ當リテ上述ノ  
三項ヲ証明スルニコトヲ得ハ戻税ヲ出スモノナリ

② ニハ歐洲諸國ニ行ハルモノニシテ 戻税ヲ受ケヘキ貨物ノ範圍ニ  
制限ヲ設ケテ上述ノ三項ノ中ハ内ニワキテハ之ヲ取締ラス、故リ①  
ノ莫ニワキヲノミ之ヲ取締ラントスルモノナリ 即チ國家ハ輸入税  
ヲ徴セタル貨物ノ範圍ニ給テハ輸入税ヲ返戻スレハルカ其以外ニハ  
之ヲ行ハサラントスルモノナリ 國庫ヲシテ貨物ノ負担ヲサシメヨ  
ルガタメナリ 而シテ之ガタメニハ 普通ニ原料ヲ輸入シタル際ニ輸入  
税納付証ヲ交付シテ他日製造シタルモノヲ輸出スルニ當リ其ノ級  
別別添付スルハ其ノ原料ハ輸入シタルモノナリヤ否ヤヲ問ハス  
ルニ戻税ノ返典ニ給メンタルモノナリ 故リ他日之ト異リ輸出工  
業品ニ對シテ輸出税ヲ交付シテ之ヲ添付シテ原料ヲ輸入シタルモノ  
ルトモハ其ノ原料ノ戻税ノモノニ輸入セラルモノナリ 實際上一  
便利ヨリ又ハ他日ノ行方カハル月ニ勝レルモノナリ

一四  
我國ハ既述ノ如ク輸入原料品ニシテ令令ヲ以テ指定シタル輸入品  
ニノ製造ニ使用スルモノハ令令ノ規定ニ依ルルコトヨリ其ノ輸入税ノ令令  
又ハ一部ノ免除又ハ減税ヲ享受スルコトヲ得トアリ 抑テ既述ノ如ク及アル  
モノハ貨物ノ範圍ヲ限定スルト令令ニ依テ本復テ及ハレムヤルシクモ  
被課ナル取捨ヲナス 從テ我國ニ於テハ及税ノ制度了レト又其ノ商業政策  
上ノ效果ハ著シカラヌ 故ニ其ノ制度ヲ採用セサルハカラスト輸入スルノ  
少ナリトス

○  
及税ニ依ルトモノニ加工輸入 (Temporary admission) ト称スルモノ  
アリ 外國ヨリ原料ヲ輸入シ我國ニ於テ加工セシメントスルモノアレハ  
之レニ輸入税ヲ課セサルコト 投資者ハレハ再輸出ヲ条件トシテ輸入原料ニ  
対シ輸入税ノ徵收ヲ猶予スルモノナリ  
此制度ハ外國ヨリ我國ノ技術ヲ移スルモノアリテ其ノ原料ヲ我國ニ輸入  
シテ加工セシメントスルモノアリテ之ニ輸入税ヲ課スルト又ハ其ノ再  
輸出セカクモ之レヲ為スコトヲ欲セリルカ故ニ其ノ輸入税ヲ免除シテ以  
テ此ノ種ノ輸入ヲ奨励センカクモ之レナリタルモノナリ

及税ハ法律ニ定メタル条件ヲ具備シタルモノニ依テ叙メタル輸入税ヲ返  
戻スルニシヌサレ故ニ既述ノ如ク取納ハ容易ナレト加工輸入ハ再輸出  
ヲ条件トシテ輸入税ノ徵收ヲ猶予スルモノナレハ充テテ取納ヲナシニ非  
レハ納メスレハ未償輸入ヲ盡テシムル危険ナシトス 殊ニ歐洲諸國ニ  
於テハ加工ノ義務カ本邦ニ於テカセテ徵收シラサレ故ニ其ノ取納ヲ派  
シスル要アリ 然レニ我國ノ用語ニ於テハ加工ト製造トヲ區別シ 加工ハ  
其ノ原料ノ徵收ヲ免ハサルモノ、加工ノ後ニ至リテ又尚不明クニ其ノ原料ノ  
戻メ再々モ之ヲ指スナレハ加工輸入ニ付テ取納ヲ寛大ニスルニ其ノ免  
後ナレ 殊ニ我國ニ於テハ加工輸入ハ美術工藝ノ範圍ニ之ヲ限ルカ故  
ニ其ノ適用ヲ見ルコト少シト去テ我カ國稅定率法ニ於テハ加工ノシテ輸  
入スル物品ニシテ輸入ノ日ヨリ一年以内ニ再輸出スルモノニハ令令ノ指  
定スル所ニヨリ輸入税ヲ課セサルコトヲ規定シ明治三十九年新令第一十六  
号ニ其ノ範圍ヲ附カニ定ム

既ニ加工ノ定義此ノ如ク既述ニシテ其ノ担保ニ取ルヘキ貨物ノ範圍ヲ限  
定シ且輸入ノ際ニ税金ニ相当スル担保ヲ提供セシムルモノナレハ取納トシ

テハ輸入ノ申付者ニ輸入ノ目的、加工ノ種、即チ加工者ノ氏名ヲ所記セ  
 シメ及加工シタルモノヲ輸出スルニハ其ノ原産ノ輸入地タル港ヨリナリ  
 シメ、輸出ノ際ニ加工者ノ作リタル加工證明書ヲ添付スルニシテ、税関  
 ニ止ムル、尤モ輸入シタル日ヨリ一年以内ニ輸出セサルニハ輸入税  
 徴收ス、其ノ適用ノ範圍本カヨサルト、我國ノ美術工業ヲ在界諸國ニ知  
 シムルノミナシテ、我國ノ工業家等ヲシテ本國ノ注文ニ依リ加工スルニ  
 ヨリテ其ノ報酬ヲ受ケル類ニシテ亦ナカラスト云フ、故ニ我國ニテハ  
 相当利益アル研究ナリト云ヒ得ルナリ、但シ其ノ範圍ヲ擴張スルトハ  
 税関及テ推廣スルニシテハ其ノ求給ヲ減直ニ人々ノ要アリハ之ヲ擴張スル  
 容易ナラスト信ス

保税倉庫 (Bonded Warehouse)

保税ヲ未ダ納メサル輸入貨物ヲ裁置保管スル倉庫ナリ  
 此制度ノ利益ハ大略次ノ如シ  
 一) 輸入者ハ輸入貨物ノ所有者ナシテ、故ニ便宜トスルトモ、輸入手續ヲ

ナスワ得セシムルコトナリ

若シ輸入ト全時ニ輸入税ヲ納メサル可カラストスレハ輸入者ニトシテ  
 ハ不便ナカラス、殊ニソノ輸入者ニシテ資本力ニ乏シクシテハ商賈ノ欲  
 スルヲ待テ之レヲ売ル能ハス、輸入税ノ負担ヲナルヘシ年々免シシタ  
 メニ速カニ之レヲ売ラサルヘカラス、此ノ事ハ現存ノ外國ノ貿易ハ信用ア  
 ル者ノ間ニハ即時ニ代価ヲ出サスレテ売買取引ヲ行フ得ル便宜ヲ及ビス  
 ルモノナリト今時ニ資本、進シメモノ、シテ資本ノアムモノト對等ノ位  
 置ニ立テテ商業ヲ営ムヲ科サシムニ至ラシメ、其ノ結果ハ資本トモ、之  
 迫マサル、コトナリ

然ルニ保税倉庫ヲ設ケ之ニ裁置セル間ハ未ダ輸入セテレサシムモノト左  
 ストモ、其ノ不便ナルコトナリ、且ツ保税倉庫カ普通ノ商業倉庫ノ如  
 ク倉庫証券ヲ發行スルリ故ニ、恰モ貨物ヲ扱マスト今シテ商業ヲ営ム上  
 ニ必テ障ナシ而シテ輸入者又ハ輸入者ヨリ貨物ヲ受取リタルモノカ便宜ナ  
 リト信スルニハ輸入手續ヲナセハ其貨物ヲ引取ルコトヲ得レハ商業上ニハ大  
 ル利益アリ殊ニ取扱ノ保税倉庫ヲ許シ本國ノ原料ヲ用テ工業家ヲシテ

此種ノ税倉庫ヲ設置セシメソノ原料ヲ之ニ蔵置スルヲ許サシメ必キ要ア  
ルトモ倉庫シテオナヤシムルトモハ之等ノ工業家トシテ生産費ヲ軽減セシ  
ムル利益眼ルズナルモノアリト言ヘサル可カラズ

二) 仲次商業ヲ奨励ス

國一ヨリテハ英國ニ於テ消費スルニ非ズバ三國ニ再ニ輸出シテ取回  
利益ヲ得ントスルモノアリ、所謂仲次商業ナルモノナリ、古ニ於テハ此  
ノ種ノ商業益ニ於ケルハレタリ、近年ニ至リテハ大運送輸送網ノ発達ト相  
ナラズ産國ト消費國トヲ直接ニ商業ヲ行フニ至リタレハ仲次商業ハ古ノ  
如ク重要ナラサレトシテ漸ク消滅スルヨリテハ之レニ依リテ大利益收ムルモノ  
アリ、之等ノ商業ヲ営ムモノニトリテハ輸入ト共ニ輸入税ヲ收ムルトモ  
ハ到底之ヲ行フヲ得ズ、又船ヨリテ輸出スルモノハ輸出税ヲ收ムルトモ  
タルモノニ非ズトスルニ中場ノ状況ニヨリテハ再ニ輸出セサル可カラズ  
ルコトナントセズ、此等ノ場合ニ於テ又輸入ト共ニ輸入税ヲ收ム可カラズ

ストスレハ成税ニシテ上述ノ如ク其ノ適用ノ範圍限定セテレサル限りハ  
到底ソノ希望ヲ達シ得ズ、故ニ保税倉庫ヲ設ケ輸入ト共ニ輸入手續ヲナ  
スコトヲ必要トセサルモノナラズトモ、仲次商業ヲ奨励セシムル如ク少ナ  
カラズ之ヲ諸國ニ於テ保税倉庫ナル所以ナリ、

保税倉庫ハ輸入手續未了ノ貨物ヲ蔵置スルモノナレハ性質上取扱保税倉  
庫ヲ許ス可カラサルモノ、如シテ然シテカガ現今取扱保税倉庫ヲ設ケテ  
國一ニ、甚シクハ英國ニ於テハ保税倉庫ハ益ク取扱ナリ

取扱保税倉庫ヲ設ケル所以ハ官設ノ保税倉庫ノミニテハ外國貿易ノ發達  
ニ伴ヒテ之ヲ擴張スルハ増置スルヲ得サルカ故ナリ、且税金取扱倉庫ヲ取扱ス  
ルニ相当ノ取締ヲナストモ人際輸入ヲ抑メ關稅制度ヲ破壞スル虞ヒテケレ  
ハナリ、英國ニテモ官設ノ倉庫ニ取扱保税倉庫ヲ許ス、ソノ取締ハ、

- 一) 之ヲ設ケレトスルモノハ大藏大臣ノ特許ヲ得ルヲ要ス、大藏大臣  
ハ二十年以内ニ於テ相當ノ期限ヲ定メ之ヲ許ス、
- 二) 取扱保税倉庫ヲ設ケシタルモノハ、積置貨物ノ種類、数量、年數等  
ニ對シて担保ヲ供セリルヘカラス之ハ倉庫ニ對シテ擔保的ニソノ法規則  
一ニモ



ノ輸入税ニシテ担保ヲ出サシムル目的ニ出スルナリ

四、倉主ハ裁置貨物ニシテ一切ノ責任ニ任セシム可キナリ

一切ノ責任ニ任ストハ若シ法定ノ裁置期限ヲ経過スルモ貨物ノ所有

者ニシテ輸入手續ヲナシ、レハ裁置主ハ代々輸入手續ヲナシ、レハ

得ス、裁置貨物ニシテ消失スルモ盗難ニカ、リタルトモハ自由輸入税

ヲ負担ヤサシムルハリラス、セリトモ、同法ニ依テハ不可抗力等ニヨリ貨

物ノ滅却スルコトアルモ尚ホソノ責任ニ任セシム可キナリトモ、

滅失スルトノ理由ニヨリ裁置貨物ニ異状ヲ呈シタルトモハ直ニ

税関ニ届ケ出テ税関吏ノ照会ヲ至ルヲ要ス、又復改、損傷其ノ他ノ

理由ニヨリ滅却シタルトモハ税関ノ承認ヲ經ヘセコトナリ

四、其ノ倉庫ニハ二重ノ鍵ヲ設ケ其ノ一ハ税関吏ノ保管シ、倉庫

内同貨物ノ出入ニハ税関官吏ノ立会ヲ要ス

既ニ倉主ノ責任如之進クアル以上ハ其裁置貨物ハ他人ノ所有ニカ

ハシモノナリト否トフ間フノ異ナレハ上述ノ如ク、外國ノ原料ヲ

用フル工業家ニシテ取扱保稅倉庫ヲ依リ其原料ヲ裁置スルモ、折ク

タツナリ来レリ

保置場

我國ノ保稅倉庫ハ嚴重ニ輸入貨物ノ裁置ノミヲ許スニ止マルモノナリ

レ故ニ輸入者等ハ之ヲ不便トシテフトニ自由港設置ノ必要ヲトク、

又政府ハ明治三十二年滿洲ノ自由港ノ制度ヲ參照シテ税関保置場ヲ設ケ

ケルヲ限度トシテ貨物ノ改良、折介其他、手入ヲスルコトヲ許セリ

其規模甚々小ニシテ自由港ノ如ク效果ナクハ勿論、輸入業者等、亦

フコト欲ハサリ、明治四十五年大イニ改メ保置場ノ制度ヲ改メ

ヨリスレハ健ニ税関ノ二字ヲ若クシ、ミナシテ保置場トシ、

貨物ヲ依リニ裁置スル所ナリト説明スレトモ、其ノ性質ハ大ニ異ナリ

保置場ハ輸入手續未済ノ貨物ノ加工製造ヲ許ス可ナリ、

保置場ヲ許ストモ外國ノ原料ヲ用ヒテ製造等ヲナレトモ

輸出スルコトモ、在リテ原料トナリ、

保置倉庫ト同シク官設ノ保置場、外ニ私設ノ保置場ヲ許ス可ク、

原料ヨリ工業ヲ営ムモノハ其工場ヲ保置場トスルハ

原料ヲ用フルコトニ伴ハカ、大イニ利益アリト云フコトヲ

伴ヘン、保置場ハ工業家ニ

一ニハ

トリテ大ニ便利ナレトモ保稅倉庫等ニ比映シテ一層取締ヲ嚴ニスルニテ  
サレハ賦稅制度ヲ改革スル危險アリ。私設保置場ヲ設ケントスルトモハ保  
稅倉庫ト本レク大裁大臣ノ許可ヲ要ス。大裁大臣ハ保置場ニ於テ加工製造  
ヲナスコトヲ得ル貨物ノ種類ヲ定ム其ノ範圍ヲ限定スレハ取締上ノ必至ア  
ルカ故ナリ其他上返ノ保稅倉庫ニ于テハ取締制度ハ移レテ之レニ充ツルニ  
ノナリ但シ保稅倉庫ハ裁置料額ヲ一年トスレトモ保置場ハ加工製造ノタメ  
ニ賦稅ノ徴收ヲ猶子スルモノナル故ニコレヨリハ適力ニ短カハ、  
カラス即政國ノ制度ニテハ大ケク取則トシ特例ノ理由アリ。然レハ裁大臣  
ハ申請ニヨリテ之ヲ延長スルコトヲ得。且テ貨物ハ保稅倉庫ノ如ク変化ニテ  
モノニアラザルカ故ニ取締ヲ嚴コシテ税関官吏ハ保置場ニ出入スルモノハ  
身本及コレニ属スル物件ニツキ、増徴ヲスルコトヲ得ルモノトス

**自由港**

保置場ト異ニ公ノ目的ヲ有スルモノヲ自由港トス

自由港ハ商港ノ全部又ハ一部ヲ賦稅制度ノ上ニテ外國ト同視シ其ノ地域ハ  
ニ於テハ貨物ノ輸入ハ勿論、輸入貨物ノ改裝荷分ヲハジメ加工製造ヲ自

由ニナスモノヲ云フ、普通自由港ト称スルモノニ三種アリ自由港中

*Free Port (Stadl)* 自由港区 (*Free Hafen Viertel*) 又

自由港 (*Free Hafen*) 即チセーデー

自由港市ハ商港ナル都市全部ヲ賦稅制度上外國ト同視シ上述ノ加工製造  
等ヲ自由ニセシムルハ勿論其ノ地域ニ人民ノ居住生活スルヲ許スモノナリ

自由港区ハ商港ノ一部ヲ賦稅制度上外國ノ一部トナスモノニシテ其  
ノ地域ニ人民ヲ居テ生活スルヲ許サズ、唯貨物ノ改裝荷分、加工製  
造ヲ自由ニスルヲ許スノミ

自由地域ハ自由港区ノ範圍ノ小ナルモノニシテ単ニ貨物ノ改裝荷分、于  
入等ヲ許スノミ

自由港ノ起源ハ自由港市ニアリ殊ニ近世ニ於テ十九世ノ中ハ、入工入運  
河開通スルニテイタ利ノ諸邦ハ之ヲ模トシテ再々商業上ニ活躍セント度シ自  
由港市トナリタルモノ多カリテ、然レテカラ自由港市ノ制度ハ近世ノ商業  
政策ノ主義ニ及スルモノ甚シクモナリ、何トシレハ此ノ制度ハ其ノ港市  
ヲ導ケテ賦稅制度上外國トナスモノトシレハ

① 其土地ト外國トノ商業關係ハ益々親密トナリ得ヘクシテ内地トノ商業關係ハ疎薄セシムルヲ辨ス其結果ハ漸ク之入レハ其地ハ内地ト同ク其ヲ與ニスルニ至ラン

② 其ノ地ト内地トノ交通ハ劇本セテ最速ニ整備シ得又 之ノ他天ハ交通輸入盛ニ行ハル

③ 其ハ其都市人口甚ク多ク貨物ノ消費少クテ其地トナリ得ヘクシテ内地トノ交通輸入盛ニ行ハル

④ 其ハ其都市人口甚ク多ク貨物ノ消費少クテ其地トナリ得ヘクシテ内地トノ交通輸入盛ニ行ハル

⑤ 其ハ其都市人口甚ク多ク貨物ノ消費少クテ其地トナリ得ヘクシテ内地トノ交通輸入盛ニ行ハル

⑥ 其ハ其都市人口甚ク多ク貨物ノ消費少クテ其地トナリ得ヘクシテ内地トノ交通輸入盛ニ行ハル

⑦ 其ハ其都市人口甚ク多ク貨物ノ消費少クテ其地トナリ得ヘクシテ内地トノ交通輸入盛ニ行ハル

⑧ 其ハ其都市人口甚ク多ク貨物ノ消費少クテ其地トナリ得ヘクシテ内地トノ交通輸入盛ニ行ハル

⑨ 其ハ其都市人口甚ク多ク貨物ノ消費少クテ其地トナリ得ヘクシテ内地トノ交通輸入盛ニ行ハル

① 其土地ト外國トノ商業關係ハ益々親密トナリ得ヘクシテ内地トノ商業關係ハ疎薄セシムルヲ辨ス其結果ハ漸ク之入レハ其地ハ内地ト同ク其ヲ與ニスルニ至ラン

② 其ノ地ト内地トノ交通ハ劇本セテ最速ニ整備シ得又 之ノ他天ハ交通輸入盛ニ行ハル

③ 其ハ其都市人口甚ク多ク貨物ノ消費少クテ其地トナリ得ヘクシテ内地トノ交通輸入盛ニ行ハル

④ 其ハ其都市人口甚ク多ク貨物ノ消費少クテ其地トナリ得ヘクシテ内地トノ交通輸入盛ニ行ハル

⑤ 其ハ其都市人口甚ク多ク貨物ノ消費少クテ其地トナリ得ヘクシテ内地トノ交通輸入盛ニ行ハル

設置場州及ヲ認めル以上更ニ自由港ヲ設クル必專ナント論スルモノハ  
ナカニサレバナリ  
設置場ト自由港ト比較スレハ自ラ得失アリ

一 前者ハ出産ニ適スル土地ヲ環ヒ之ヲ改クルヲ得 後者ニ土地ノ  
価格又、所創者ノ資金又比較的ニ低廉ナルコトヲ得ルカ、後者ニ本ヲ  
ハ商港内ニ之レヲ設ケサルヘカラサルカ故ニ土地ノ価格又資金又低廉  
ナラス故ニ商港等ニ工場ヲ設クルコト最モ利益トスル工業ヲ採ラテハ  
設置場制ニヨル方工業上ノ利益ハ大ナル可シ

二 前者ハ地方ニ工場ヲ散在センムルカ故ニ商業上ノ利便ヲ享受セ  
シムルコト難クハ勿論他ノ工業等ト相俟テ製造ヲ完成セサル可カラ  
ザルモノ等ニトリテハ不利少ナカラス 又之後者ニアリテハ商業上ノ  
利便ヲ受クルコトハルカニ優レリト云ハサルヘカラス、故ニ工業ノ中  
テ又比較的商業ニ重クヲ置カサル可カラザルモノハ自由港ニヨルヲ可  
トス

商業政策 終り

大正十三年十一月十六日印刷 (非賣品)

大正十三年十一月二十一日發行

東京本郷區本郷四丁目四十三

番行者

山中志津子

印刷所

△

國文社

14  
695

終

